

平成28年 3月14日 予算特別委員会 議事録
10時00分 開会

○山崎委員長 皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

開会に当たり市長から御挨拶をお願いいたします。市長。

○入山市長 予算特別委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議、お願い申し上げます。

○山崎委員長 ありがとうございます。予算特別委員会における質疑のあり方は、議会運営委員会の決定により予算決算特別委員会質疑要領による委員会運営となりますので、委員及び職員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

効率的で充実した審査とするために委員会運営について5点ほど確認させていただきま
す。まず1点目、質疑応答は本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行っていただきたい
と思います。次に2点目、質疑に当たりましては、予定しているページと項目をなるべく
最初述べてから行っていただきたいと思います。これによりまして執行部の方も資料
の準備ができスムーズな議論ができるかと思っておりますので、よろしくお願いいたし
ます。

3点目、総括質疑についてでございますが、慣例によりまして一般会計の審査の最後に
総括質疑を入れております。財政見通しは将来にわたっての歳入歳出の見通しなど総合
した質疑になりますので、総括質疑の際に行っていただきますようお願いいたします。また
各款の審査の際に各委員の発言機会を確保しています。したがって総括質疑の際に質疑漏
れのための質疑にならないようお願いいたします。

4点目、数値を含む質疑につきましては、既に執行部から資料の提出をいただいております。
また、市政のあらましや今までにさまざまな資料がお手元に届いていると思います。
審査の過程で数値を必要とする場合は提出していただいた資料などを十分活用しながら、
執行部の方は概数をもって答弁して差し支えないということにしたいと思っておりますのでよ
ろしくお願いいたします。

5点目、答弁される場合は委員長が職名を指名いたします。職名の指名がなかった場合
は、課名と職名を名乗ってから答弁していただきますようお願いいたします。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは日程第1、議案第1号平成28年度大竹市一般会計予算を議題といたします。

第1款議会費の質疑に入ります。第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ないようでございますので、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 ないようでございますので、2回目の質疑を終結いたします。

これより3回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは質疑がございませんので、以上をもちまして議会費の質疑を終結いたします。

続きまして第4款衛生費の質疑に入ります。第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○藤井委員 おはようございます。どうかよろしくお願いたします。94ページの白石墓地移転作業の1万円のことについてお尋ねいたします。それと102ページのごみ処理管理費5,706万円について伺いたいと思います。その次のページの103ページのごみ固形燃料化施設維持管理事業の2億6,653万5,000円に関連した質問をしたいと思います。

最初に白石地区に墓所がございますよね。ここは土砂災害が起こるということで災害防止の工事を行うということで、それに伴って墓所の移転というお話が何年前前にございましたけれども、この工事のお話、現在どのようになっているのかわかれば経過などを教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 白石墓地の整備の関係なんですが、実は平成26年8月、広島の方で大雨の大規模災害がありました。その関係によりまして事業の進捗について優先順位ということで、そちらの方の事業に着手しておりますので、白石墓地の移転に関しては事業が若干、進捗がおくれている状況でございます。先般も太田川の工事事務所の方と協議をいたしまして、今後についてはまず覚書の締結をしなければならなくなるので、その事業についての覚書をできれば28年度中に締結したいというふうに考えております。ただ予算については来年度予算の計上というのが消耗品費のみの計上にさせていただいておりますが、予算を伴わないもの、例えば説明会であったりあるいは意向の確認ですよね、移設をするための、そういったかからないものについて今太田川の方と、私どものほうでということその業務にかかわって従事しておるような状況です。以上でございます。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 窓口は太田川、国であろうかと思っております。御存じのとおり広島県は土砂災害の危険箇所と申しますか、これが3万2,000カ所以上ございまして全国のワースト1であるという報道がありました。いつ、ことし壊れるかもわかりませんわけですから、積極的に県のほうに働きかけて早期の実現をやっていただきたいというふうに要望いたします。この件についてはこれまでとします。

続いて102ページのごみ処理場の管理費用、真ん中辺にございますが委託料5,706万円について伺いたいと思います。ここにたくさん委託先が、粗大ごみとか電気とか不燃物ですとか、たくさんの瓶とかトレーとかございます。ここの意味がよくわからないので教えていただきたいんですけども、燃やさない燃えないごみは月に1回収されています。金属や陶器、ゴム、そして小型の電器、多種多様の何十種類のごみが出ると申します。どういう工程でこれが処理されているのか教えていただきたいと思います。それぞれ仕分けして資源ごみとして回収できるものは回収して、その後が残ってどうにもならないものを廃棄するんだらうと思っておりますけれども、これが別々の業者に委託されているので、その選別したごみがそれぞれの業者が今度、廃棄場所が皆違うところに捨てるのかどうか、この点を

お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 この102ページの委託料の一番上のところに不燃物の分別処理業務委託料1,023万9,000円というのがあります。これシルバー人材センターのほうから派遣というか会員の方に来ていただいて、まずさまざまなリサイクルセンターのほうに収集された物、回収した物についてこれをまず分別をしていただくと、その分別に伴ってそれぞれ場内にヤードがありますから、そのヤードごとに缶であったりあるいは燃やさないごみとして、粗大として処分ができない物であったりあるいは例えばたんすなんかであればこれを破砕してRDFの原料としてRDF処理をするものとかいうのがありますので、こういったそれぞれの分別をした上でそれを有価として購入していただける、業者のほうで購入していただけるものについては購入していただく、そうでないものについてはそれぞれの業者において処理をしていただいて、極力資源化に努めているということであります。その部分のそれぞれの分別に伴って生じた資源物については歳入として購入していただいたものがおおむね1,000万円ぐらい収入としてということである見込みにはなっております。以上でございます。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。シルバーの方が携わっておられるということですね。結局仕分けされて売れるものは売る、使えるものは使うということで最後に残ったものを廃棄場に持っていくわけですけども、この廃棄場所というのは全てのごみの一括して要らなくなったものを1カ所に捨てられてるわけですか。それをお聞きします。

それですね、廃棄物というのは非常に私は法的に厳しい規制がかけられていると思うんです。何でもかんでも1カ所であってもそこへどんと捨てることは多分できないと思います。と解釈しておるんですが、ガラス、金属あるいはプラスチックとかというのを仕分けして捨てなければならないというふうに解釈しとるんですが、これ間違ってたらごめんなさいですが、そういった点を1つお聞きしたいのと、廃棄した後の行政側のチェックですよね、チェック、これをどういうふうにしておられて、その記録の保存というのも多分必要だろうというふうには私は思っているんですが、何年間か保存するというふうな形になっとろうかと思いますが、そこらあたりについて教えていただきたいと思います。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 粗大ごみとして処分できない物については、現在島根県のほうで処分をしていただいておりますと、例えば蛍光灯等については山口の山陽小野田市のほうでと、廃プラスチックについては広島市内でということそれぞれの業者が構えておる施設のほうで処理をしていただいて、物によってはそれを資源化してもらおうと。資源化できない物についてはサーマルとして燃やしてそれを熱量等として活用するとかいうこともしていただいております。

私どもについては、その廃棄物が当然我々最終的に委託した場合には管理する義務がありますので、これについては廃掃法の規則等に基づいて年に1回は必ず現地調査をしなければいけないということで、一番遠いところであれば関西方面にまで年に1回実際に現地

を調査をさせていただいて、その事実として正しく処理されているという部分を確認しておるところでございます。以上でございます。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。大変しっかりした管理を行っているというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。

次に103ページ、隣のページですが、ごみ固形燃料化RDF、これの施設維持管理事業がここ数年約2億7,000万円ぐらいの維持管理費がかかっているように思っております。このうちに消耗品、真ん中辺にあります。2,370万円、非常に消耗品の金額が膨らんでいくように私感じておるんですが、どこがどのように消耗するのか教えていただきたいと思っております。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 RDFを製造する過程においてリングダイというのがありまして、これを用いて成形機の際にそのダイの中で一定の大きさに処理をしなければいけないと。このリングダイについては特別なものであって当然処理する過程において利用することによって摩耗します。これが1基当たりが500万かかるということになりますので、このリングダイについて購入する価格が4基ないしは5基が必要になるということで、これだけの消耗品費、これ消耗品としてという対応になっておりますので、消耗品費としての支出が大きくなっているという状況でございます。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。つまり年間2,370万円ですから約四、五台が何カ月かに1回交換しないと運転できないというぐらい摩耗するということですか。これは新品を持ってくるわけ、あるいは肉盛りをして、あるいは切削して形を整えて中古を修理して使うのか、そういったことをちょっと教えてください。

それとこれは外国製、ドイツ製だというふうに聞いておりますので購入する場合、新品購入する場合、市が直接の購入というのは難しいんだろう思うんです。どっかの商社を通して中に入る人がおるのかもわかりませんが、そういう流通のルートの中を1つでも省くことによって値段を安くするとか、そういったことはできないんですか。お願いいたします。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 リングダイにつきましては、私ども大竹市のRDFの規格にかなったものになりますので、ほかの業者によって新たに製造するというのが難しいものであり、また中古品を代用して使うというものではないので、新しいものを毎回購入させていただいておるということで、中間等の省略といいますか介する部分を省いてということでの経費の削減というのは難しい消耗品でございます。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 もう1つお願いします。ごみの固形燃料施設の点検維持管理業務委託料7,125万4,000円と運転管理委託料3,569万2,000円、多分私の考えでは、機械を整備するのは整備する者がやって、運転手は運転だけするんだろうというふうに私はこの中から解釈

してるんですけども、運転員である程度の保守点検、こういったことができないのかで
きるのか、維持管理の業務というのは具体的にどのようなことを行っているのか、こちら
あたりを教えていただきたいと思います。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 運転管理業務の委託料につきましては、RDFの製造の過程に係る全
ての業務について業者のほうに委託して製造を行っていただいております。

もう一方の点検維持管理業務委託料につきましては、どうしても平成15年に稼働したも
のでかなりの年数がたつ中でやはり施設の老朽化の中でいろいろな諸備品、処理機こうい
ったものを修繕・交換しなければいけませんので、こういった業務に関してこの金額が
高くなっているのは交換部品も含んでの修理、点検業務を行っておるので人件費部分とい
うよりもむしろ機器にかかわる経費のほうがこの大半を占めているというふうに考えてい
ただいたほうがいいかなというふうに思います。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。私たちが生活していく中でさまざまな廃棄物が大量に
どうしても発生いたします。細かく分析するとその種類は数百あるいはそれ以上になるか
と考えます。これらを分別し的確に処理するには大きな努力と費用がかかります。毎日た
くさん出るごみを処理していただいている皆様に感謝を申し上げて私の質問を終わります。
ありがとうございました。

○山崎委員長 他にございませんか。大井委員。

○大井委員 それでは90ページのへき地医療、それから94ページの市営墓地、それから
106ページの環境審議会運営事務、それと96ページの斎場管理言いましたですね。これだ
け聞かせてください。

まず90ページのへき地医療のことですけど、阿多田の分はここにちゃんと書いてありま
すけど、3,140万は栗谷地域の診療所という解釈でよろしいのでしょうか。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 3,140万円の内訳でございますが、阿多田診療所が2,400万ちょうど
でございます。栗谷診療所が740万ちょうどでございます。2カ所で合わせて3,140万となっ
ております。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 わかりました。私ちょっと阿多田のほうはよくわからないんですけど、栗谷の
ことでちょっと何名かの声を聞きましたんですね。非常にありがたいと、助かっておる
ということなんです、ただ栗谷というのは6つの集落があるんですね。ここに行くの
にバスがないし、あったとしても何時間置きにしかないということで利用するのが非常に
難しいという、ただここに行っておけばいざというときには総合病院に紹介状とかそう
いうかかりつけという形になりますので、ぜひ行っておきたいんだけどなかなかひとり暮
らしの方とかそういう方が目の前にいいものがあるんだけど、交通機関がない、手段がな
い、この辺のことは聞いておられますか、それとも対策か何かを考えておられますか。そ
の辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 栗谷地区につきましては、集落がかなり委員さんが言われますように離れておましてなかなか不便であるということはお聞きしております。ただ、今のところは特に対策と申しますか、大変申しわけないんですが今のところ交通手段というものは考えていない状況でございます。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ぜひせっかく皆さん喜んでいただいて安心だという声があるわけですから、そこも何とか考えていただきたいなと、なかなかまた費用もかかることだろうと思うんですけど、何かのイベントに行くとかというんだったら隣近所の人を誘えばいいんですが、患者さんが行くわけですから、隣近所の人と一緒に病気になるわけじゃないわけですから、なかなかその辺が難しい。でも行きたいんだけど行く手段がないと、御主人が亡くなられて1人で車もない、何もないというような現状に何とか対応していただきたい、せっかくいい診療所があるわけですから、その辺もちょっと今年度はこういうことですから、これ運営委員会もあるんですよ、地元の。そういうものも含めてそういうところからも多分声が上がるとるだろうと思いますんで、その辺の対策もよろしくお願ひしたいと思います。

次に94ページの市営墓地の関係ですけど、藤井委員の質問とはちょっと違うんですが、今例えば大竹に市営の墓地を借りておられる、借地になるんですね。彼岸があつたりお盆があつたり命日があつたり、いろいろ行く機会があるんですけど子供さんが東京とか何とかでなかなか帰ってこられない、そういうときに山の上まで行くのに非常に不便であると、今あなた方も御存じだと思いますけど、私も現実見たわけじゃないんですけど、都会では自分の家にマンション型のお墓と申しますか、お骨ですか、それを置いてお墓は買わないと、清掃とかいろいろ難しいから、そういう流れになってきておるんですよ。高齢化がどんどん進むと山の上まで行ってそういう彼岸とかお盆とか命日とかそういうところに行くのも、清掃するのも大変だと、そうするとあちこちで聞くんですけども、そういうお墓の清掃を専用にする業者までがどんどんふえてきておるというようなこともニュースとかいろいろなもので見たり聞いたりするんですけど、大竹の現状あるいは今後の見通しとして市営墓地に対する考え方についてはどういう方向性あるいは現状どういうふうに捉えておられるのかお聞きします。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 報道等でそういった運営の仕方をしてるというのは私どもも承知しておるところです。特に今そういった管理をしておるのが大都市部、大きな都市です。そういった墓地の形成が難しいようなところにおいてということでも見受けられると思うんです。現状において特にそういった要望等について市民のほうからも強いそういった希望というのは私ども今のところ把握しておりませんので、当面については現状の市営墓地での管理でということで行っていきたいというふうに考えております。

ただ市民等の動向を踏まえて今後検討していくような課題になるかもわからないというふうには思っております。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 多分大竹もそういう方向になっていくんだろうと、高齢化が進み子供さんが帰ってくればいいですけど、そうでなかったとしたらもう自分一人ではなかなか清掃とかお墓のお参りとか、なかなか難しいというような状況が今から出てくるんだろうと思いますんで、その辺もしっかり頭に置いて墓地の管理等行っていただきたいと思います。

次にもう少しありますんで斎場等の管理事業、96ページです。これは今まだ大竹市は灯油ですかね、ガスではない灯油ですかね。ちょっとその辺教えてください。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 現在灯油ということで火葬業務を行っております。以上でございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 この近隣の調査はされているかどうか知りませんが、ダイオキシンの問題がありますよね、温度の関係で600度か700度か下がればダイオキシンが出るとか、結構もう隣の町とかというのもガスにかえておられますよね。だんだん灯油が少なくなってガスになっていっておるとい方向は聞いておるんですけど、大竹としてはそういう方向性というものは考えておられるのかどうなのか、それから結構もう保守とか点検とかという費用も昨年とか今年度、組んではおられるんですが、何せもう30年ぐらいたっておるんですかね、だから耐火れんがもうかなりくっつけてもまた落ちるといような状況だとか、そういうものも含めてもうガスにすれば1時間以内に全部お骨になって冷たくなって出てくるというように、私親戚が隣の大野にあたりしますんで、まだ大竹は灯油なのといような話を聞くんですけど、そういう方向性を検討しておられるのか、この斎場そのものも、ちょっと手狭だったり一部補修だったりというんでなしに、全体的な今のようなガスに切りかえるとかそういうことも踏まえて考えておられるのかどうなのか、現状とそういう将来の方向性についてお聞きしたいと思います。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 平成26年度4,700万の経費をかけて、火葬炉の全面改修を行いました。その際に合わせて通風設備、これについても環境により配慮するというので施工しております。今年度も合わせて火葬炉バーナーに関して800万円の経費を執行してということで新しいものに更新したといった経緯がありますので、現時点において灯油から変更というのは非常に難しいかなというふうに考えております。今回の大規模な改修によって業者のほうに確認したところ、平成40年度までは今回の大規模の改修によって適切な運営が可能であろうといようなお答えをいただいております。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 40年といいますとあと十二、三年あるということですけど、そこまではそういうダイオキシンとかそういうものとかということは、それも大丈夫であるし灯油のままあと十二、三年はやりますよということですか。ガスという方向に切りかえるという考え方はもうないということですか。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 今回、先ほど申しましたように5,500万程度ぐらいの経費をさいてと

いうことで整備を行っておる中ではありますが、今おっしゃったような環境上の配慮において例えば環境基準をクリアできないとか、そういった状況があった場合には、その状況を踏まえて検討あるいは改善をしなければいけないというような事象が出てくる可能性はあるかもわからないと思っております。以上でございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 火葬時間が1時間半ぐらい今かかりますよね。もっとかかるときもあるというような話も聞いたんですけど、ガスだったら1時間以内というような話も聞きましたし、できればこの近郊がどういう形になっておるかという状況もわかれば教えていただきたいし、わからなければまたいつか調査でもしていただいて御報告いただければと思います。まず1回目は終わらせていただきます。人間最後のお別れの間でございますので、やっぱりちゃんとしていただきたいものと、よろしくをお願いします。

○山崎委員長 今のは要望ということでよろしくをお願いします。それでは田中委員。

○田中委員 それでは4点ばかり、91ページの予防接種推進事業、それから93ページの人間ドック・脳ドックの健診状況について、96ページ、斎場の件について、そして104ページ、ごみ処理事業について若干というか少しばかりお聞かせ願いたいと思います。

まず91ページの予防接種推進事業なんですけど、今回の予算書の中に統合されたんだと思うんですけど、いわゆるインフルエンザ、ことしも大変流行して猛威を振るっております。議員としてその例外ではなく、もう既に何人かの議員も感染したりしてるわけですが、この予防接種の事業について特に職員の中でインフルエンザにかかって、いわゆる1週間近く休養とかいうような方も多分いらっしゃると思うんですけど、このインフルエンザの予防接種に対する接種率、昨年まではインフルエンザの補助金という項目があったんですけど、消えてるんですけども、恐らくこの中に予防接種と委託料負担金というふうになっているんですけど、入ってると思うんです。これとそれから肺炎球菌ワクチンの件も恐らく全てここに入ってると思うんですけど、職員のインフルエンザのいわゆる市民にサービスする立場からいくと、職員の皆さんがやっぱり人間ですからかかるでしょう。ただかかってこのインフルエンザを接種しておけば軽く済むということですので、私どもも毎年受けているんですけど、職員の接種率、特に救急等で出勤される消防署等の職員の接種率はどういうふうになっているのか、まずその辺をお聞かせください。

○山崎委員長 どうぞ。

○柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 総務課課長補佐、柿本です。職員のインフルエンザ予防接種率なんですけど、申しわけありませんちょっと把握しておりません。職員の場合でしたら共済組合から若干の補助が出ますので、この補助を受けられる方もおられるわけですが、職員に対してインフルエンザの予防接種を必ずしなさいというようなことはやっておらないとこです。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 もう恐らく相当数の方が罹患されているんじゃないかと思えます。それで私も資料要求すればよかったですけど、ことしも恐らく児童生徒もかなりの人数が感染されたと思うんですけど、教育の関係、教育長、学級閉鎖とかいうことが現実には大竹市の場合ほど

うですか、ことしはそういうことあったのでしょうか。

○山崎委員長 総務学事課長。

○野崎総務学事課長 小中学校における今年度のインフルエンザによる学級閉鎖なんですけども、昨年度は小中学校合わせて5クラス、今年度は10クラス以上の学級閉鎖がございまして、昨年度以上に今年度小中学校にも広がっているという状況です。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 昨年の場合、非常に多くの児童生徒がかかっているということで、恐らく子供さんに対しても強制的にというわけではないのと思うんですが、しっかりこのインフルエンザの接種について勧奨はしていただきたいなと思います。

これ児童生徒に対する補助というのはいないのかいね。ことしはさっきここにあるように補助金というのがあったんですが、28年度はインフルエンザの接種補助金という項目が消えてるんですけど、これはどうなのかな。負担金ということになっている、そこに入っているの、補助金じゃないということは入ってないということ。でも現実には27年度よりも倍以上の児童生徒が罹患している、それは子供さんだけではなくに大人も同じようになってるというふうに思うんですが、この補助金の関係、これはどういうふうになってる、ことしはもいだということなんか、いや中入ってないということなんか、ちょっとそこだけもう一回。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 予防接種のときの補助金のことにつきましては、64歳未満の非課税あるいは保護の方を対象に今年度まで実施しておったんですが、来年度はさらに児童のB型肝炎等予防接種がふえていくという関係がございまして、そちらのほうの制度をちょっと廃止したという状況でございます。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 補助金制度を廃止したということでした。これ結果から見たらむしろ私は、さっきも言ったように子供であれば学校休まなきゃいけない。また大人であれば職場を休まなければいけない。さっき職員のこと言いましたけども、職員もやっぱり市民サービスという立場からいくと健康でないといけません。罹患しても早く職場復帰できるようにしなければいけないというところから見ると、そんなに補助金そのもの、去年のあれを見ると140万か何ぼかそれぐらいの金額だと思うんですけども、それ以上のいわゆるマイナス面が出てるといふふうに思うんです。そういうところから見れば私はこれだけ大騒ぎになっているインフルエンザの罹患率あるいは学級閉鎖等がある中で、私はこういうものは続けていくべきではないかなというふうに思います。もちろん受けないで罹患する人もおるかもわからんけども、補助金があればやっぱり受けようかという気にもなるでしょうし、私はこういうものはぜひ残していただきたいし、これは当初予算ですから、もしあれなら補正でも組んでもいいからそういうものについてはきちっと対応してもらいたいと、いい政策ですよ、この予防接種の補助金というのは。ですからそういうものはぜひ続けていっていただきたいと、これは要望にかえておきますのでよろしくお願いします。検討をしっかりと内部で詰めてみてください。

それからもう1つ高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種なんですけど、これも非常に65歳から100歳まで5歳おきでという制度が今行われてますが、これが平成30年でしたか、この制度がなくなって65歳だけになるというような、そういうのを私もちらっと聞いたんですが、この肺炎球菌ワクチンについては今私が言ったようなことで間違いないのかどうか、その辺お願いします。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 今委員さん言われましたとおり、この5年間が経過措置でございますので65になるということになっております。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 平成30年度までは5歳ずつ100歳まで、31年度からは65歳だけになるということだと思うんです。それ間違いないと思うんですが、それでこの65歳から5歳ずつに今ずっとやっているんですが、31年度からいうと非常に接種を受けるのが限られてきて、それを逃すと受けられないということになるわけです。そして今いろいろな自治体では個人にそういう勧奨をしてる。例えば広報おたけでダーと一辺倒にお知らせするというんではなしに、65歳に該当する人あるいは70歳・75歳に該当する人については、きちっとこの対応というかされてるということなんです。この肺炎球菌ワクチンが何で大事なかということ、いわゆる肺炎になる人の30%がこの肺炎球菌によって侵されると、だからそれを接種すれば80%防げるという、これは統計的にそういう数字になってるんですけども、そういう意味でいけば、お年寄りになりますと肺炎ということが直接死につながっていくということから、この肺炎球菌というのは非常に重要視されてるんですが、本市における接種率等もまた機会があるときに聞きたいと思うんですが、そういった面で個別に進めていくあるいは呼びかけていくということで接種率が上がって、そしてそのことが医療費の削減にもなっていくという効果もあるわけで、ぜひ大竹市もそういう意味でこの該当者に対する勧奨をしっかりとやっていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 委員おっしゃるように高齢者の死亡に肺炎というのが非常に多いのが事実でございますので、今以上に積極的に勧奨のほう進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 個別数値というふうな形をとっているということもあるそうですので、お願いします。

それから済みません。人間ドック・脳ドックの健診なんですけど、このことについては今まで一生懸命取り組んでこられたと思います。やっぱり脳ということですから、非常に後の身体的な障害も残っていくということで早く脳ドックをあるいは人間ドックを受けるということは大事なことだと思います。今回ちょっと少なくなっているんですけども、昨年と比べて25万円ぐらい、現在どういう状況なんでしょうか、昨年度の受診率について。

○山崎委員長 どうぞ。

○前田社会健康課健康増進係長 社会健康課健康増進係、前田です。脳ドック・人間ドック

の受診状況につきましてですが、後期高齢者の人間ドック80名の定員で64名が受診されております。脳ドックにつきましては、40名の定員につきまして39名の方が受診されております。以上です。

○山崎委員長 他に質問ございませんか。網谷委員。

○網谷委員 104ページですか105ページになるんですかね、委託料で中継施設整備基本計画基本設計業務委託料540万となつとるんですが、これは廿日市との広域ごみ処理の関係になろうかと思うんですが、これ単純な質問ではあるんですが、週に2回ほど燃えるごみを回収しますよね、それを廿日市まで持って行くのに十数台おるんですかね、パッカー車というんですかね。それが一遍に行けるということなんですかね。ということのはかなりの大きなトラックになろうかと思うんですが、その辺のところ教えてください。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 搬入について廿日市との協議の中でやはり廿日市市民の感情的な部分、ごみというものの処分になりますので、廿日市市からの要望がありまして極力搬入の頻度については少なくされたいということであったので、10トンのパッカー車によって1日に3回程度ぐらいの廿日市市の施設への搬入ということで考えております。以上でございます。

○山崎委員長 網谷副委員長。

○網谷委員 ということは1日に3回ということはちょっと私素人考えで、それならこういうものつくらんと十数車おるんですかね、パッカー車が、直接行ってもらったら。市民感情もあるんでしょうが、何か経費的にすっきりしないなと思ひまして質問したわけですが、そういうことです。1回ならまだしも3回もかかるのかなと思ひまして。資料請求してないんでそれがどれぐらいの経費が上下どうなるんかいうのを聞きたいんですが、それはわからんでしょうけど、わかりましたらざっくりでいいんですが教えてください、わからなかったらいいです。お願いします。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 通常本市において各ごみステーションからごみを収集する場合は、2トン車両を使っております。ですから単純に計算すると10トン車で3回ということになると30トン。それを2トン車でということになると15回ということになりますから、1日15台のパッカー車が私どものほうから廿日市市に搬入すると、廿日市市側としてはやはりどうしても私どもの廃棄物について受け入れをするというのはやはり市民の感情としてはお持ちだろうと思ひますので、その部分についてはやはり大竹市側として配慮しなければいけないということで、10トンパッカー車で搬入ということで一応計画しているところでございます。以上です。

○山崎委員長 それでは以上で1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。大井委員。

○大井委員 あと1つお願いしております、106ページの衛生費の環境審議会運営事務費というんですけど、この市政のあらましの46ページにあるこの方の付属機関の関係の、これがここの予算に組んであるんですかね。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 おっしゃるとおり環境審議会を開催する際の報酬になります。環境審議会での審議事項につきましては、環境基本計画に基づくさまざまな計画ですよね、これの進捗等あるいは環境基本計画を策定するあるいは変更する、そういった際に審議会のほうに諮問するということが環境基本条例のほうにうたわれておりますので、これにかかわる審議会委員の報酬として計上させていただいているところでございます。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 私がちょっと記憶がはっきりしないんですが、恐らく六、七年か七、八年前にできた機関じゃないかなと思っておるんですけど、ちょっとここ勉強してないんで申しわけないんですが、間違えてたらごめんなさい、指摘してください。

最初にこれをつくられたのがもちろんその基本計画とかということもあるんでしょうけど、ごみの減量化とかあるいは有料化とかそういうものを中心にこの審議会を立ち上げるというふうに私は聞いたと思うんですが、全然目的が違うということであればこの中身、今計画と言われましたけど、どういう計画なのかちょっと中身も含めて教えていただければと思います。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 委員さんが今おっしゃられた部分については廃棄物の審議会委員だろうと思います。廃棄物にかかわる基本計画等を作成する際に廃棄物審議会委員のほうで諮問すると、これについては平成23年だったと思いますが現廃棄物基本計画、これを策定する際に諮問させていただいたところです。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 今の審議会ですよね、この審議会、基本計画ちょっと私読んでないんで、済みません、今からどういうことをやっていくのか少し一部でも御披露いただければと思います。済みません。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 平成21年に環境基本条例というのを理念条例として策定しました。その際に環境審議会委員に諮問させていただいて答申をいただいた、それによって基本条例を制定した。それを踏まえて改めて審議会委員のほうに諮問して大竹市として初めて環境基本計画を平成23年の3月に策定しております。

今回はその平成23年に策定しました環境基本計画がちょうど計画期間10年の5年目、中間年に当たりますので、中間評価を行うというのがこの環境基本計画の中で定められておいて、中間評価をして、その結果を踏まえて後期の環境基本計画にそれを生かしていきたいということで、先週第1回の環境審議会を平成27年度として開催し、議長さん、副議長さん、生活環境委員長さんに御出席いただいているところです。以上でございます。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 済みません。先ほど質問できなかつたんですけど、96ページの齋場なんですけど、この喫煙所なんですよね、この喫煙所について何回か私もどうなんですかというお話させてもらったと思うんですが、どこへ行っても喫煙所はあるんですよね、場所はちゃん

と確保されてる。やはり1時間半から2時間ぐらいのお骨になるまでお弁当食べられたり、時間がそれぐらいかかるんですが、聞いたら車の中で吸ってるとか、あるいは寒いときには車の中で吸ってるとかいうことだったんですが、これについての考え方ちょっと喫煙所ぐらいは何かで困うぐらいの簡単なものでもいいから、あったらどうかというふうに思っていますが、それについてのお考えを聞かせてください。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 昨年の生活環境委員会の管内視察の際に、やはり委員のほうから御指摘いただいたところです。今全庁的に社会健康課が中心となって県下の中でも公共施設への禁煙、施設全体、全域を禁煙施設にするというような取り組みも行っておりますので、私ども斎場だけの問題ではなくて、市役所全体の中で喫煙場所をどうするかということ踏まえて、斎場においてもどうするかという部分の整備を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。次に104ページ、ごみ処理事業についてなんですが、不法持ち出しについてちょっと聞きたいんです。大竹市には特に近年アパートとかワンルームマンションとかいうのがふえて、その敷地内に中に住む方たちのためのボックスとかあるいはそういう場所があるんです。これを非常に収集業者さん方が困っているということで私も現地へ行ってずっと歩いてみたんですが、なるほど燃えるごみ・燃えないごみ、何もかも一緒くたになってる。それを業者さんが持って帰るあるいはシールを張るとかいうことで困っているということで、担当のほうには行ってお願いもした経緯がありますが、現在どうですか、少しはこういう状況が改良されましたか。それについてちょっと現状をお聞かせください。

○山崎委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 集合住宅のごみ出しが不適切であるという分については私ども非常に苦慮しておるところであって、実際に賃貸業者の方あるいは集合住宅の大家の方等と御協議をさせていただいて一旦そのときにはやはりある程度改善がなされるわけですが、集合住宅についてはやはり入居、出入りが非常に激しいので一旦それがあつた程度周知されても、また新しい人が来た場合にもとに戻るといふような状況が見受けられるところもあります。そうした中でやはり集合住宅については、本来ごみステーションというのは自治会等が中心となって適切な管理をしておるということですから、特別な場所として例えばボックスを構えて外から見えないようなところにごみの置き場、ごみを排出する場所ではなくてごみの置き場としてごみ出しのルールを守らずに、日にちよりも前から出されるというような状況が見受けられる場合には、やはり私どものほうもある程度のペナルティーを科してその結果によっては、集合住宅の一部においては市の収集ではなくて個別に業者のほうに収集をしていただいて、当然委託料がかかりますけど、そうするとランダムにごみ出しができるというような利便性もありますので、その辺も含めて根気よくやっぱり業者あるいは大家さん等と話を進めていかなければいけないかなというふうに思っております。以上でございます。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 今課長がおっしゃったようにある程度のペナルティーを科す、あるいはきちっとした市としての態度をとって本当にきちっと仕分けをしているところもありますし、そうでない集合住宅なんかはいつでもいいやみたいな、ただこのアパートのすぐへりにその地区の収集所があるというところも南栄のほうに行ったらありました。だからこの辺のところもその集合住宅にしては、そういうものが必要ななかどうかかわらんけども、そういったところもしっかりきちっと強く指導というか、続けていていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでこれちょっと広域になるかわかりませんが、お願いが1つあります。大竹は今JA総合病院の運営協議会の委員にも入っていると思うんですが、実は西医療センターには採血をするすぐへりに10床ぐらいベッドが置いてあって、例えば診察に行くちょっと気分が悪くて体調が悪いんだというような人のためにそこで横になる、休むという場所が実はあるんですよ。非常に助かるんですね。これがJAにはないんですよ。大変な中でずっとソファに横になって家族に支えられてという状況があるんです。これぜひ運営協議会でも何でも結構ですから、そういうときにぜひそういう方のために西医療センターにあるような、そういう横になってちょっと休めるというような場を設けていただけるように、ぜひこれは運営協議会でお願いしていただきたいと思いますが、どうでしょうか、できますか。

○山崎委員長 健康福祉部長。

○正木健康福祉部長兼福祉事務所長 確かに西医療センターとJAの病院につきましては、地域支援拠点病院というふうに指定を受けられております。このためにそういう委員会という形のもを設けていろいろな地域の状況等を申し上げ、あるいは病院のほうを吸い上げて何とか地域に貢献をどのような形でしていったらいいだろうかということのそういう議論の場でもありますので、そういうような御意見を伺ったということについてはその辺をお伝えしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○山崎委員長 他にございませんか。

それでは2回目の質疑を終結いたします。

これより3回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは以上をもちまして第4款衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして民生費の質疑に入ります。1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○藤井委員 よろしくお願いたします。68ページの地域福祉活動促進事業4,437万円についてと69ページの障害者福祉費8,848万7,000円のことについて関連する質問をさせていただきます。

今から伺おうとしとる、さつき作業所のことどこにもうたっていないので、ちょっとよくわからないまま質問させていただくんですが、68ページの4,437万円の中にあると含むということ伺いたいと思います。まずさつき作業所の営業時間といいますか、これがどういうふうになっているか御存じかどうかお尋ねいたします。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 大竹さつき作業所の運営時間ということでございますけども、月曜から金曜日までということで時間的に8時35分に送迎いたしまして、基本的には9時半から生活指導、作業入ってまいります。そしてお昼12時休憩いたしまして、また15時30分に送迎ということで、おおむね9時半から3時半ぐらいが1日の予定というふうに聞いているところです。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。面接試験みたいで申しわけないんですけども、地場産業の御協力でさつき作業所では二十数名の方が軽作業を行っております。時間給が幾らか御存じでしょうか。

○山崎委員長 どうぞ。

○佐伯福祉課長補佐兼障害福祉係長 さつき作業所の時間給ということでございますが、こちらのほうで以前お聞きした金額というのはあるんですけども、基本的には事業所のほうから請負をした仕事の対価の額で利用者の方の通勤の日数等で割って支払われていると認識しているので、時間給という決め方ではないのではないかと思っております。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 私のほうが間違っているかどうかわかりませんが、約4時間働かして基本給が1日で350円です。これを時間で割りますと1時間当たり90円、これは日給ということになっておりまして、お休みをいただければ日給なんで当然金額は減額いたします。昼食の弁当が300円ですから弁当食べると1日の稼ぎは50円しか残らないというふうなことになります。これちなみに広島県の最低賃金というのは時間当たり769円だと思いますが、障害者の方ですから親御さんが作業を手伝ったりすることもあるそうなので、その時間を考慮したら余りにも低賃金なのではないかと私は驚いております。

障害のことがあり健常者と比較するのは難しいところではありますが、せめて自分で働いて少しでも手にしたお金で小さな商品の1つでも買うとか、御家族の皆さんで月に1回ぐらい食事に行けるぐらいの賃金になれば障害者の方、利用者の方、その人が充実感というか働く充実感、喜びを得られるような気持ちになります。ここらあたりについて御意見がございましたらよろしくお願いたします。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 さつき作業所につきましては、現在地域活動センターということで委員言われました労働の対価の最低賃金ということじゃなくて、工賃ということでさつき作業所がさまざまな事業所からお仕事をいただいて、それを買い取る方がもちろんその中で大体作業時間の単価とは言われなかったんです。大体基本的には5,000円から1万円の範囲内というようなことになるかと思っておりますけども、各事業所がやっぱりそういった高付加価値といえますか、先日も尾道のほう行きますとアルミ缶とかそういった回収であるとか、そういう中で少しでも工賃が上がるようなことを母体である社会福祉協議会のほうともう少しそこら辺研究していただければと思っております。

いずれにしても労働契約という形でやっていない関係、あくまでもそれぞれの方々がそこで活動という形で行かれて、その中で活動を通して工賃という形で大変少ないというのは認識しておりますが、そういう形でやっておりますので我々としてもそこは何とか改善できることが、協力できることがありましたら社協とも協議して考えていきたいと思っております。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。できるだけ10円でも20円でも基本給といいますか、時間給を上げていただくような交渉なり何なりをやっていただければうれしく思います。

次に参ります。以前にも質問はしましたが、建物が古く先日もシルバー人材センターのお話が出ましたけれども、上にシルバーがおられて、その下でさつき作業所というのが作業をしているわけです。先日伺ったところでは耐震強度の調査もしていない、そういった劣悪な環境の中で一生懸命生きていくために障害者の方がさつき作業所の中で作業し、充実感を持っておられる方が非常に多いということを聞いております。もう少しもうちょっと温かい手が差し伸べられませんか。御意見をお願いいたします。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 建物は確かに老朽化しております。温かいということで従前から委員会の中でも食堂の中で利用する方々が背もたれのない椅子ということの中で御意見いただきまして、我々もこういったお話があれば社協さん、母体があくまで社会福祉協議会でございますので、こういった御意見を伺いながら、今私もちょくちょくさつき作業所に行かせていただきますけども、トイレ、作業する風景、そういう中で環境的に保護者の方々とも奇数月でありますけどもそういったところにも時々お招きをいただくことがございます。我々の立場で今福祉課のほうでできることということと、社会福祉協議会でやることということがやっぱりありますが、少しそういったことがいわゆる障害者差別解消法等の中で利用される方々がさまざまな課題を抱えて、合理的差別そういったことについてお話がありましたら、我々としてもそういったことをしっかり社会福祉協議会のほうに伝えてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。大竹市の第2次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画にはいろいろ障害者自立支援法、あるいは平成25年4月に障害者自立支援法が改正されて障害者総合支援法が施行された、平成24年10月障害者虐待防止法が施行された。平成25年6月に障害者差別解消法、今言われたことですが施行されたという経緯が書かれています。第2次の障害者基本計画の第1ページに市町村における基本的な計画、市町村障害者計画のことが述べられており、同じく1ページに第4期の障害福祉計画ということで障害福祉サービスの提供体制の確保、市町村障害福祉計画と計画についていろいろたわわっていますが、現実のギャップは非常に大きいというふうに私は考えております。

2年ぐらい前に伺ったときにはかなりひどい状況でしたけれども、最近伺ったところではかなりトイレとかちょっと障害のひどい方が休まれる部屋というところの畳とか、そういったところはよくなっているというふうに私も感じております。ただ雨漏り等しており

まして大変な工事になろうかと思うんですが、やはりここにうたってあることと現実のギャップというのは非常に大きいように私は考えております。

移転も難しいというこれはシルバーのほうの御回答だったんですけども、一緒に考えていいのか悪いのかわかりませんが、いい場所があればそういったことも考えていただきたいというふうに私は考えておるんですが、もう一回お答えいただきたいと思います。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 さつき作業所のこういった移転の問題につきまして、まずは先ほどシルバーさんの移転ということがまだはっきりと示されておりませんが、そういったことがはっきりいたしますと、しっかり保護者の方々と社協さんとは先ほど申し上げましたように、奇数月で会合をもっており、従前からそういった移転の問題についても社協さんともお話があるようでございます。

シルバーさんのことがはっきりと決まればまた社協さんとしっかりそういったことについても保護者の方の意見、また利用者の方の意見もあるでしょうからそこら辺を踏まえてそういったことについては協議してまいりたいと考えているところでございます。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 やはり、社会福祉協議会の予算の中から、間違っていたらごめんなさいですが、1,700万円がさつき作業所のほうに行くというか、それで人件費あるいは設備の改善、全部含まれたものが1,700万円で行われているというふうに伺っております。先ほど申しましたように雨漏りなんていうのはちょうど2階になって一部部屋になつとるところが漏れてるわけですから、大工事になろうかと思うんです。ということでそういうところにはやはり行政がやっぱり力を注いで、少しでも働く環境のいいところで作業していただくと、これは要望であり改善であろうかと思いますがよろしく願いいたします。これは要望ということにいたしますのでよろしく願いいたします。

次に69ページ、障害者福祉8,848万7,000円について伺います。直接予算のほうに関係するかどうかわかりませんが、障害者御本人、そしてそれを介助する親御さんどんどん歳をとっておられます。このようなケースで一番心配されるのが親御さんのほうが障害者の方を残して亡くなられるケース。(ブザーの音)

○山崎委員長 それでは次に回していただきます。他に質疑はございませんか。大井委員。

○大井委員 どこと言われてもちょっとわからないので67ページ、それから69ページの今藤井委員の障害者の関係、それから80ページの保育所の関係、この3つについてとりあえず聞かせていただきたいと思っております。

67ページと言ったのが、生活困窮者自立支援法とかというのが当然新しい法律ができたりましたよね。いろんな言葉を聞くんですが、例えば生活保護世帯とか生活困窮者とか低所得者世帯とか貧困家庭とか、これは行政ではどういう定義づけにされておるのか教えてください。

○山崎委員長 どうぞ。

○安藤社会健康課社会係長 社会健康課社会係の安藤です。まず最初に生活困窮者という定義づけでございますが、国が出しております平成26年11月17日版の質疑応答集によれば、

相談に訪れる生活困窮者については資産・収入に関する具体的な要件を設けず、相談者が複数の課題を抱え、その複数の課題によって貧困状態から抜け出せない状況に陥っていれば、幅広く受けとめ包括支援を行うことが必要とされています。

具体的には働く意思はあるものの、その機会を見つけることができず、貧困状態から抜け出せなかった人などを想定されております。以上です。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 私のほうからは生活保護に規定している最低限度の生活に非常に困られた方ということの中で、我々の定義ということではいいですか、具体には家の問題、家賃、家がないであるとか全くお金がないという、その基準というのがあるんですけども、なくて本当に困られている方に対して保護の申請があれば保護するということになるかと思えます。

貧困家庭であるとかいう分につきましては、一般的に今言われているのは今申し上げました生活保護世帯よりも少ない金額で生活を余儀なくされている世帯を一般的に生活困窮といいますが、貧困という中でとりわけそのうちの半数以上が母子世帯であるとかいう形の中で認識しております。

先ほど生活困窮のことはありましたが、第1の最終的なセイフティネットという分が生活保護で、そこに至る前、働く意思があり健康な状態のお体の方々に対して支援をしていくということで、生活困窮者ということで今我々のほうとしては認識しているところでございます。以上です。

○山崎委員長 もう一度低所得者についてお願いします。低所得者の定義。福祉課長。

○吉原福祉課長 我々として低所得者の定義というのが年収が幾らとかいうことではなくて、先ほど申し上げましたように生活保護の基準額というのがあるんですが、その部分は言いましたけど、低所得というのが子供の貧困という部分であれば申し上げる部分があるんですけども、国が示しているものが大体240万以下とか以上とかいうところでは我々の福祉の世界の中では一般的に言われているところはあるんですけども、ただ委員が言われているいわゆる低所得という部分がどれぐらいかというのはなかなか私のほうで申し上げにくいとか私としてもはっきりわからないと、低所得の基準というのは、一般的には国で先ほど言いましたように240万というところを考えているところでございます。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 済みません。いろんな言葉を、あなた方もそうだと思います、我々もそうなんですけど、生活困窮者とか低所得者対策とか貧困家庭とか生活保護家庭とかいろいろな言葉があって、それぞれの定義づけがどうなってるのか私いまだによくわからなかったんで、今お聞きしたんですけど、わかったようなわからなかったような。

次に69ページの先ほどの藤井委員の続きなんですけど、以前にさつき作業所、今は社会福祉協議会の中の内部機構になりましたんで、先ほどから聞けば社会福祉協議会さんという言葉になるんですけど、社会福祉協議会の理事には議会からも生活環境委員長とかそれから市の部課長さんも、理事か評議委員か何かそういうのなっておられますよね。だか

ら発言される機会は幾らでもできると思うんです。だからぜひ言っていただきたいと、せっかく理事とか評議員になっておられて現実を見とられたらやっぱり社協さんが動いてほしいとか、市役所もこういう支援ができるかとか一緒に相談に乗れるとかということも、やっぱり社協の理事会・評議委員会とかそういう中でせっかく議会の代表とか市の代表で出ておられるわけですから、ちゃんと言っていただきたいということと、これは質問になるのかどうなのかよくわからないんですが、今の障害者はもちろん重度・中度・軽度いろいろあります。それから障害者の方の年齢構成も違います、男女別も違います。親がもう80、90になって自分が早く亡くなった後、自分の子供がどうなるだろうかということ、せっぱ詰まっておられる方もいらっしゃいますし、逆にまだ中学生・高校生ぐらいの若い保護者の方といますか、そういう障害を持った方というのは、今とりあえずの働き口といますか、そういう通所施設といますかいいところで働かせてあげたいと、一般質問とか委員会でもあったかと思うんですけど、例えばさつき作業所というような現場の仕事でなしに、パンとかお菓子とかケーキとかつくるようなそういう施設、そういうところで働かせたいというような保護者の方もおられるというふうに聞いております。

問題はグループホームといますか、最後どうしても順番から言えば親が先に亡くなると、その後に残された障害者が一体どこで最後みとってもらえるのだろうか、ここを非常に懸念しておられるわけです。今障害者の関係のいろんな組織といますか幾つかあります。それも先ほど言いましたように年齢とか、さつきはさつきであるし、アイビーはアイビーであるでしょうし、また違う保護者の会もあるでしょう。ホープアンドドリームとか。しかしそこを保護者の考え方を一にしなさいと、統一してくださいというのが市の今までの考え方だったんですけど、非常に難しいんです、今言いましたように。年齢構成も違う、親の年齢も違う、それから障害の程度も違う、男性女性も違う、それから各家庭についての考え方も違う、中には今大竹にはそういうところがないから東広島にかわられた方もいらっしゃるんです。本来は大竹でどっか自分の子供を見ていただく施設があればそこなんだけど、大竹はないから、隣の大野にもありますよね、岩国も。そういうところ大竹にないから東広島のほうに移られて、そこで通所して最後はそのグループホームみたいなところで見てもらうと。それすらも結構難しいらしいですよ。何十人も待たなきゃ難しいというような、だけど通所しておれば何とか最後親が亡くなった後も見てもらえるというような話も聞いております。大竹から去られた方、それから逆に大竹から佐伯病院ですか、あそこにわざわざ通っておられる、将来そこで障害者の子供さんを預けるため、わざわざそこまで通われると。本当はさつきとかこの近くがいいんですけど、最後のことを考えたときに最後そこで何と申しますか、自分の障害者の子供をみとってもらうためにはそこに通っておかなければ、実績をつくっておかなければ見てもらえないというようなことがあって、これは市のほうは保護者のほうが一体になりなさいと言っても、保護者のいろいろ失礼な言い方もわかりませんが、考え方とか理解度とかそういうものが違います。やはり行政とも少し社協が本気になってみんな健常者に生まれればいいんですよ。だけどそうはない。特に障害があるのは生まれてきたくて生まれたわけでもないし、私も教わりましたけど、親と生まれる場所だけは何と言いますか選べないんだと。だから特に

そういう社会的弱者に対して、まずそういう取り組みをしていただきたい。社会福祉協議会の中に先ほど言いましたように、議会の代表も市の職員の方も入っておられるわけですから。まず西医療の担当の先生じゃないけど、まず大竹に1つつくりなさいと、そういう声もあります。

先ほど藤井委員が言われた施設のこともあります。雨漏りもする耐震強度もない劣悪な環境だった、これはシルバーさんも同じことを言ってます、2階と1階ですから。前も検討中ですよというお話があったんですが、もう2年たちました。この前もそういう質問があったけどやっぱりいまだに検討中ですよ。こういう福祉に対して一生懸命なんか関心がないんか、関心はあるんだけどなかなか前に進まないんか、その辺、総合的に私なかなか質問か何かわからないようなことを言いましたけど、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 委員言われましたように障害のある方やその御家族の皆さんが住みなれた地域の中で安心して暮らすことができるようにということの中で、このたび第2次障害者基本計画そして第4期の障害福祉計画というのをつくっております。4期障害福祉計画の中で平成29年度までにそういった生活支援拠点という国のほうで示されているものがありますが、こういったものについて社協といえますか、大竹市全般の障害福祉考えてみますと自立支援協議会という先ほど西医療の先生というお話がありましたが、その先生もメンバーに入っております。そういった障害をお持ちの保護者の方々もそういった自立支援協議会の中でしっかり発言していただくわけなんですけども、その中にそれぞれの目的に応じて部会というのがございますが、とりわけ地域生活部会というのが今委員言われますさつき作業所の問題であるとか含めて今後生活支援拠点をどのようにしていくかと、大竹にないそういったグループホームであるとかそういった親亡き後のそういった施設、どのようなものが大竹にあったらいいのかということをしっかり自立支援協議会にはもちろん社協の方も入ってますし我々大竹市も入ってます。自立ということですが、そういった自立支援協議会を大竹市にしっかり活性化させながら、目標の29年度生活支援拠点、そういったことで1歩でもこういった障害者福祉が理想形に近づくように努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。田中委員。

○田中委員 まず67ページの民生委員児童委員のこと、70ページもあった障害者自立支援について、79ページ、子ども医療費の助成について、そしてもう1つ81ページ、病児保育運営委託事業について、以上4点についてお伺いいたします。

まず最初67ページの民生委員児童委員なんですが、民生委員さん、児童委員さん非常に大変なお仕事と申しますか、お世話をしてくださってます。先日環境審議会に出たときに空き家の調査も民生委員のほうにお話が来たと、実際されたんでしょう、いうことで大変な働きでございます。ただこの民生委員さん、児童委員さんの活動費、報酬じゃないですね、活動費となっているんですが非常に安いですよ、年額で11万6,000円ぐらいじゃなかったか、あらましに載ってたと思うんですが、そういう中でやっておられて大体各地区

にあるんですが、欠員等があるんじゃないかと思うんですが、現状はどうか、それだけ厳しいことなんでなかなか年だからかわってほしいということがあっても、あとを受けてくれる人がいないというような悩みがあるようにお聞きしているんですが、その状況と活動費について、これは国のほうから来て地元の自治体ではこれはもうどうすることもできないのか、例えばさっきみたいな空き家云々あったときには特別にそのへんのことについてとかいうようなことは全くできないのか、できなかったのか、その辺をまずお聞きしたい。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 まず民生委員児童委員の欠員の状況でございますが、現在油見1丁目地区が1名欠員となっております。ことしの12月で一斉改選ということになっておりますので、今後どの地区も欠員がないようにお願いしていきたいと思っております。

それと2点目の民生委員児童委員さんの活動費でございますが、年額で11万6,200円ということになっております。確かにいろいろな電話とか車を使われて役所内とかを連絡されたり、あるいはそれ以外の民生費ということで、委員さんがおっしゃられましたようにいろいろなことを頼まれて活動されておられます。費用が安いか高いかということでございますが、ただ、今お聞きしておりますのは民生委員さんはやはりお金ではないんだということを言われておりますので、今のところこちらのほうを上げるといいますか、値上げするというような考えは持っていない状況でございます。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 ですからこの活動費については国のほうから一律いう形で来てるということなんでしょうか。それとも地域に応じて人口とかそういう割合に応じてそうなっているのか。活動費もやっぱり車で行ったりとかガソリン代だってただじゃないわけで、その辺から見ると少ないんじゃないかなという思いで申し上げたんですが、その辺どうなんですか。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 こちらの額は市のほうの独自で決めたものでございます。以上でございます。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 ということは市のほうで少し活動に対しては安過ぎるということで、活動費としてみよう少しということもできるというふうな捉え方でよろしいのかと思いますが、いいですかね、それで。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 この報償費につきましては、民生委員さんともじかにお話するんですが、先ほども申し上げましたようにお金を高くすると逆にまた動きにくい、いろいろお金をもらわれると活動がかえってしにくいというような声もお聞きしますので、現状のままで行きたいと考えております。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 別に活動費が少ないから上げるようにとかいうようなことで話があるとかいうんじゃないしに、ただ私が見てて非常にお忙しい中で市民の皆さんのために頑張ってください

ってる、それから言うと年額で11万6,200円は余りにも少ないんじゃないかなという思いがしたわけですから、それで申し上げたわけで、民生委員さんがいいですよと、私どもはいわゆるボランティアですよという形でおっしゃれば、それはそれで結構です。ただその活動に見合うだけのものはやはり私はしてあげていいんじゃないかなという思いから質問させていただきました。

次に70ページ、障害者自立支援なんですけど、今さつき作業所ですよ、ここでいろんな作業されてると思うんですけど、ねじを締めたりとかいろんなことを言われたんですけど、今作業としてどういう作業があるんですか、簡単でいいからこういう作業ですよというのがあれば、わかれば。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 全てではないかもしれませんが、私が何度か訪問させていただいたときに段ボールを組み立てるであるとか、いわゆる紙バッグにひもをつける部分であるとか場合によってはプラスチック製品の端っこを削るとか、そういった部分でお見受けしているところがございます。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 そういうことで先ほどもほかの委員さんの質問にもあったように非常に工賃が安い、時給さつき計算したら90円とかあるいは1日350円とか、弁当代が300円とかということになります。私は最近なんですけど障害者が地域の担い手ということで全国でいろんな取り組みを実はしてるんです、もちろん行政もそこに加わって。1つは障害者が農作業の担い手となる農福連携というようなものも広がっていると、これちょっと1つの例なんですけども、障害者や高齢者の就労拡大と賃金のアップ、それから健康増進を目指す福祉分野と高齢化による労働力不足や耕作放棄地の増加が深刻な農業分野が手を携えて互いの課題を解決しようという取り組みであると。これで京都とか愛媛とかいろんなところで工賃が4倍にも5倍にもなったとかいうような実例があります。だからさつき他の委員が言ったように、たださつき作業所で仕事を受けてやってるだけじゃなしに、行政としてそういう障害者が喜んでいわゆる賃金が上がればそれだけ意欲も出てきますし、特に農作業ということになれば嫌がる子おるかかわらんし、いやいや自分たちがずっと種まいてから育てて収穫するとかいう喜びもあるでしょうという形でかなり多くの自治体でこういう障害者、高齢者一緒になってこういうふうな雇用の拡大等も図って喜んでやってるという実例がありますんで、こういったこともぜひひとつ検討していただきたい、これはお願いしておきますのでよろしく願いいたします。

それでもう1つちょっと時間がありますので79ページ、子ども医療の件です。これ一般質問で山崎議員のほうからも本会議でありました。入院・通院の件なんです。いわゆる拡大されたけども所得制限も緩和されたけども、完全無料化ではない。中学校卒業するまで完全無料化ではないということなんです。入院の場合は14日まで、通院の場合4日まで1日500円ですか、1日その間通してじゃないと思うんですけど、そういう一部負担というのが残ってますよね。ですから拡大されたことについては非常に評価するんですけど、完全無料化ということにすると、あと幾らくらいの予算が必要だったのか、検討されていや今回は

ここまでにしようということにされたと思うんですけど、その経緯についてお聞かせください。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 障害者、高齢者の方々に農作業という御提案ありがとうございました。先ほど申し上げるのを忘れてましたが、さつき作業所ではサントピアの1つは清掃業務もやっていただくと、特に交代でサントピア1階にさつきという喫茶があるんですけども、そういった障害をお持ちの方々、そこへ交代で行くんですけど、そこへ行くのは結構楽しみにされてるようです。

委員御提案ありましたそういった農作業とかいうことも、こういうことも確かに障害をお持ちの方々のこれから工賃を上げるという部分で非常に有効だと思いますので、そういったことを御提案、貴重な御提案いただきまして我々としても社協さんのほうにもそういった御提案、そのような工賃が上がるようなことをちょっと考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○山崎委員長 保険介護課長。

○佐伯保険介護課長 乳幼児医療の関係でございますけども、一部負担金を残した場合の負担額ですけども1,100万程度、それから完全無料化した場合は4,200万、これは中学生までです。やはり差額としても3,100万ぐらい余分にかかりますし、医療の受診回数もやはり無料となると回数がふえてくる傾向にあるかと思っておりますので、その辺も踏まえてまずは一部負担金を残したままで実施させていただきたいというふうに考えております。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 一気にそこまでいけば一番ありがたいかもわかりませんが、予算の関係ですから財源がありますので、ただ非常に今回のこの子ども医療についての決断については本当に喜ばしいことだと思っております。

それでは最後に81ページ、病児保育運営委託事業、これは以前大和橋から西医療センターに昨年ですか一昨年ですか変わって、その後の状況を非常に好評だと利用者も非常に多いというようなことを仄聞するんですが、現状についてお聞かせください。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 それでは少し詳しく御説明申し上げさせていただきます。3月1日、登録していただくんですけども、323名の方に登録していただいています。そのうち大竹市内の方が222名で約69%、それ以外が和木であるとか岩国であるとか廿日市、広島ということになります。

利用者でございますが、昨年度といたしますか昨年度が235日開設させていただきました。そして241名の利用ということで、1日当たり1.03人。今年度ですが私も非常にびっくりしたんですけども、いいのかどうかということは別にしまして3月11日、先週の金曜日現在でございますけども、232日の開設、その利用が402名と非常に多く倍増したような状況で1日当たり1.73人という状況でございます。

利用者を申し上げますと、ほぼ病児のうちやっぱり先ほど言いましたように約7割は大竹市内の方々がしっかり利用していただいているという状況でございます。以上でございます。

す。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 非常に多くの方が子育て真っ最中の方々が恩恵を受けてるということで、この事業についてはよかったなというふうに思います。ただこれ多過ぎて受け入れられないような状況に場所的にまだそういうことまではなりませんよ、まだまだ少し大丈夫ですよという状況なんですか、部屋の数とかあるでしょうけども、その辺はどうなんでしょう。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 1日定員が3名ということで行っております。これが先ほどありましたインフルエンザの流行時やっぴりお断りをするケース、とはいえ西医療センターさんのほうで3名と言いながら、保育士の方々にもちょっと頑張ってもらって1日5名は受け入れるように、3名と言いながらやはり非常にお困りです。とはいえスペースの問題があるので今考えているのは5人ということで行っております。本当に困っている方々ばかりだと思いますので、受け入れということをしていきたいんですが、来年度につきましてはお一人の方が病気をされると、大体子供が熱を出して5日ぐらいかかってしまいます。それで予約ということが今まではできておったわけです。木曜日に熱が出ますと、木、金、土、日、月ぐらい、月曜日に熱が出ると金曜日ぐらいまでという、そこらの中で5日間の予約というのが実は3日、4日で熱が下がって保育所なり学校に行ける状況のお子さんもいるということもわかりましたので、予約の期間は実は少し、来年度は短くさせていただいて、5日というのを2日にさせていただいて、より多くの本当にお子様方が病気の方を受け入れていただくこと、というのが予約していただいたけども、子供が熱が下がったんで急にもう行かないよといういわゆるドタキャンといいますか、それによって通いたい方が行けないということも今年度ありましたので、そういうことを解決してより多くの市民の方々に安心して利用していただくよということで、ちょっと来年度は改善するところでございます。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 非常に利用者も多く喜ばれているということで、この医療についてはよかったなと思います。しっかりと現場と連携をとってますます喜んでいただける制度にしていきたいと思います。終わります。

○山崎委員長 民生費の質疑の途中でございますが、暫時休憩いたします。

再開は午後1時から、消防費の質疑から開始し、民生費は消防費、終了後に再開いたします。

12時00分 休憩

12時58分 再開

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9款消防費の質疑に入ります。第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。和田委員。

○和田委員 1点だけお聞きします。150ページですか、阿多田島のグラウンド整備いうのが2,484万予算組んでますが、どういう整備されるんですかお聞かせください。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 よろしく申し上げます。阿多田防災コミュニティグラウンドの整備事業でございますが、これは旧阿多田小学校のグラウンドを地震とか、あと津波とかの災害のときに一時避難ができるような場所としまして整備するものがございます。また、名称にありますようにコミュニティグラウンドということにしておりまして、平常時には住民の皆さんに軽スポーツとかレクリエーションとかそういったことにも使っていただけるような整備を考えております。以上でございます。

○山崎委員長 他に質疑ございませんか。田中委員。

○田中委員 1つはですね、145ページになるのかな、いわゆる救急あるいは消防の関係になるんですけども、ごみの広域処理については廿日市と今、広域処理という形で進んでます。以前からこの広域消防の救急体制等について、そういう話が県のほうからあるいは国のほうから、そういう方向へ向けての指針というか、あったと思うんですが、基本的に大竹市としてこの広域消防救急体制についての考え方について聞きたいと思います。

それともう1点は今、阿多田の話が出ましたけども、以前グラウンドですかね、そういう防災関係のためのも含めた上でのたしかグラウンド整備というのがあったと思うんですが、それはその後どういうふうになってるのか、今回阿多田小学校跡がこういう形で使われるということになりますと、以前のそういったものとの整合性とかいうのはあろうかと思うんですが、それについて2点ほどお聞かせください。

まず阿多田のグラウンドのほうから。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 以前の計画と申しますと、阿多田島の外浦地区というところに防災公園ということで予定しておったんですけど、これにつきましては用地買収のときに地権者の一部の方から理解を得られずに休止ということにしておりまして、今新しく小学校の跡地のほうを整備するのに当たって、今防衛局のほうと正式に休止に向けて協議をしているところでございます。以上でございます。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 休止に向けてということでしたけれども、今実際その管理はどうなってる、そのまま草ぼうぼうになってるんか、それとも草刈り等は地元の人がやってくださってるのか、その辺はどうなんですか。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 ここは今、市が事業をしようとして土地を買おうとしておったとこなんですけども、購入しておりませんので今そのままという状態でございます。特に市のほうで管理ということはございません。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 たしか大井県議が元気なときに話があってグラウンドを整備したと、またあそこで野球の試合ですか、軟式かソフトかわかりませんが、そういうのを聞いて、また私ちょっと現場を見たことがないので何とも申しわけないんですが、休止ということは防災公園としての考え方はもうなくすということ、なくして今の阿多田小学校、こちらのほう

へということなんですかね。考え方なんですけど、ちょっとさっき委員長とも話をしたんですが、せっかくそれだけの広場があるんなら防衛省があそこに何かつくってくれりゃええんじやがのうというような冗談めいた話もしたんですけど、そういう考え方はどうですか、全然持ってらっしゃいませんか、市として。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 今回小学校の跡地を防災の避難場所を含めたそういった地域のコミュニティの場所ということで整備させていただくということの中で、やはりもとの外浦地区というのはちょっと距離がありますので、いろんな面から考えても今回小学校の跡地に整備するというので、もとのところの整備というのはちょっと考えられないかなというふうに考えております。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 これ全然お金かけてないことない、かかるとるよね、何ぼか。かかってないんかい。かかってますよね。その金額も何万円とかいうようなもんじゃないと思うんですけども、そういうせっかく大竹市も手がけたところであるのであれば、今ちょっと言いましたけども、基地から非常に近いところにあるわけですし、そういった形でまた何かのときに防衛省との何かの話の上で出すということも考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、これここで言って、はいそうしますよとはいかんでしょうから検討してみてください。大竹は艦載機の移転についても一応容認という形にしていますし、安全対策の上からもいろんな意味で阿多田という地域、防衛省にとっても1つの判断するいい材料にもなるんじゃないかなというふうに思いますので、執行部でしっかり考えていただきたいというふうに思います。

それはそれで置きます。広域消防救急体制についての考え方をお願いいたします。

○山崎委員長 消防本部消防課長。

○池田消防本部消防課長 それでは消防の広域化についてでございますが、平成18年消防組織法が改正されまして、消防庁が市町村の消防の広域化に関する基本方針を制定いたしました。それに基づきまして平成20年3月、広島県から広島県消防広域化計画が示されまして、西部ブロックとして広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町及び北広島町の6市町村広域化が示されたところでございます。そういった中、現時点、本日まで広域化につきましては進展がない状況となっております。近隣の市であります廿日市市とは松ケ原地区、広原地区の救急応援を初め、協力できるところは協力し、相互に市民の安全を守っているところでございます。また、大規模災害におきましては広島県内の消防相互応援協定に基づきまして各消防本部が連携し応援できる体制が現在整っております。また、平成23年からは消防救急デジタル無線の整備を行っておりますが、その維持管理について広島市、廿日市市、江田島市、府中町と共同で事業を実施しているというところでございます。現時点におきまして、これからも消防業務の効率化を図るため周辺市町と協力できるところは協力し、広域化についてまた調査研究を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○山崎委員長 田中委員。

○**田中委員** 調査研究を進めていくということですから、それに委ねることになるかと思えます。大竹市の場合ちょっとよそと違って、大竹市の中に廿日市市の何戸かが飛び地という形で、いわゆる非常に変則なところなんですが、栗谷大野線ずっと走ってますけども、渡ノ瀬ダムの周辺はほとんどが廿日市の地籍になってるんですね。あそこで交通事故を起こした場合に救急車の発動をお願いしたときに、断然大竹のほうが近いんですけども、これは廿日市から来ると、廿日市市も大野からという形になるんですが、妹背の滝を通ってくるとかね、道も大分よくなりましたけども相当な時間がかかる、断然大竹のほうが早いと。あそこを利用するのは頻度からいくと大竹市の市民が車あるいはバスでという形になるかと思うんですけども、そういった面では非常に万が一のときを考えたら、先ほど言われましたけども広原、あるいは松ヶ原地区については支援協定というんかいね、なんか結んでいうふうにお聞きしたんですが、これは消防、それから救急両方に対してきちっとした支援協定ということになってるんですかね、結ばれてるんですかね。

○**山崎委員長** どうぞ。

○**古木消防本部消防課主幹消防団係長** 消防課主幹の古木と申します。よろしくお願いたします。広原につきましては、廿日市消防本部と正式に応援協定を結んでおります。松ヶ原地区につきましては、旧大野町時代のときにそういった応援協定を結びまして、それが引き続き廿日市市に引き継がれてるというふうな状況でございます。以上でございます。

○**山崎委員長** 田中委員。

○**田中委員** ありがとうございます。いずれにしても人命がかかっているわけなんで、広域的なきちっとした連携がとれれば一番いいのではないかなと思います。中枢都市計画云々も叫ばれてますし、また20年の3月ですか、広島県の消防広域化推進計画というようなものもありますし、人的な面、財政的な面、そういった面を考えて広域化ということを進めていくんだというふうにはうたってありますが、現実にはなかなか難しい問題もあるのではないかなというふうに思いますが、いずれにしてもしっかりと連携して、生命や財産を守るそういう方向に向けてしっかりと協議を進めていっていただきたいということをお願いしておきます。1回目はそれで終わります。

○**山崎委員長** 他にございませんか。大井委員。

○**大井委員** 1つ目はよくわからないので、人件費ということでお聞きしたいんですけど、梅雨とか台風シーズン前に防災会議みたいなもんが両県とか岩国市とか、それからダムの管理者とかありますよね。それどこに載るとるかちょっとよくわからないのでその件と、それから今の消防団の一般事務の146ページの報酬等についてということと、それから149ページの自主防災、防災訓練関係についてお聞きしたいと思います。

以前にも質問したことがあると思うんですが、5月か6月ころかわかりませんが、あのころだと思うんですが、梅雨時期とか台風シーズン前にダムの管理者あるいはこの周辺の自治体、警察も入るんですかね、そういう方でそういう協議会が行われておると、毎年あるというふうには聞いてはあったんですが、ダムが放流しますよね。放流したときに毎秒何トンとかいう水量を放流するわけですけど、それが前も言ったんですが、こちらには来られないんですね、市役所とか県とかにはね、ダムの管理者のほうから。でも地域住民

にそれが知らされないんです。だから今から放流しますよと言って吹鳴はするわけです、サイレンは鳴らすわけです、要するに。鳴らすんだけど幾らの量が流れるもんかさっぱりわからない。1回鳴らしたらもう終わりですからね、どんどんどんふやそうがどうしようが。何年か前に要するにやれ墓が流れた、田んぼが浸かった、家が浸かったと、床下浸水になったということがあるんですけど、この辺の情報を地域に知らすという方法はこういうふうにお考えなのか、それからダム管理者としてその辺はどういうふうに思っているのかということ聞いてなかったら聞いてこなきゃいけないと思います。まずここが1点、先にそこからいきましょうか。よろしくをお願いします。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 ダムの放流についてでございますが、ダムの放流につきましてはもちろん市のほうに放流前の予告から、これから放流しますとか、そういうのは随時情報がもちろん入っております。さっきおっしゃった年の初めにやるダムの会議でそういったことも説明がございます。地域にということなんですけども、もちろんおっしゃったように放流前の放送とかでもありますし、また渡ノ瀬ダムなんかは地元の会長さんとかにもちよっとお伝えはしているというようなことは聞いたことがございますので、もちろん市のほうからもこの情報に基づいて、今の避難勧告とかそういったことの参考にもさせてもらっておりますので、そういうような取り扱いになっております。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 以前も私栗谷おったときに中国電力と話し合いしたことあるんですけど、何と言いますか、河川法と水防法で言われるんです、要するに。だからダムの放流は河川法ですよ、行政は水防法適用ですよ。だから我々は河川法の関係で周知をするんだと、後のことは水防法は行政のほうに言うてくださいと、その辺はどういうふうに解釈し対応されてるんですかね。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 済みません。水防法という中に高潮とか洪水とかそういったことに対するいろんな対応についての規定があるんだろうと思います。今の水位とかそういったことも河川法にもあるかもしれませんが、水防法の中にもそういった例えばこれぐらいの水位になったら消防団を出しなさいよとか消防団準備しなさいとか、そういったこともございますので、特に水の災害ですかね、そういったことに関しましては水防法が防災の基本になる法律だろうとは思っております。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 要するに、中国電力さんにしても国交省さんにしてもダムの管理者というのは、河川の周辺におられる方に今から放流しますということを周知するのが河川法上のダム管理者の我々の法律の適用内ですよ。地域住民の避難というのは水防法で自治体がやることですよ、こういうこと言われるわけなんです、要するに。そうすると、先ほど言いましたように放流というのが1秒間に1トン流すんか、2トン流すんか、5トン流すんか、あるいは8トンか10トン流したら水害が発生するとかいうのがありますよね。それを言われても地域の人にはわからないですし、それ知らせてもらえないんです、要するに。結局、

ダム管理者と行政が知っておられても今の毎秒どうか、河川法がどうか、水防法がどうかと言われても、それで逃げられちゃったら、結局、地域住民はわからないままなんです。そういうものでしていただきたいということを私質問したいんですけど、その辺の考え方、これは本当栗谷にいろいろミニ集会に行ったり報告集会行ったりいろんなことしますと声が多いんです。だけど一部、例えば谷和地区とか広原地区というのは直接そこには関係ない地域もちろんあるんですが、あとの地域は全部関係があって、まさしく床下浸水とかいろんな被害に遭われた方がいらっしゃいますんで、それから最近は本当にダムの耐震強度は大丈夫なのかと、中国電力から耐震強度の数値ももらってくれとか、そういう要望まで出るんです。その辺も含めて、さっきの防災会議ですか、何会議ですか、そういうものも含めて地域に今の水防法、河川法、それから毎秒何トンとかというようなことをダム管理者が行政に言われただけじゃだめだし、自治会長に言われただけでもだめ、自治会長が地域に言ってもらわなきゃいけないし、それから水量というのがどれぐらいなったら皆さんが避難しなきゃいけないかというようなこと、よくこれ知っておかないと、後からありますけど、自主防災組織というのがどうかこうとか言っても、その基本がわかってなかったら非常に難しいんですよ。特殊な地域ですから。その辺、ことしはちゃんと言ってもらえるんだろうと思うんですけど、その辺の考え方、私の考え方について何かお答えがあればよろしくお願いします。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 ありがとうございます。こちらのほうの説明が悪いのであれなんですけども、今おっしゃったようにダムの放流とかに関しまして、市のほうも例えばこれぐらい放流したら避難準備情報を出しましょうとか、ダムのほうからこういう情報が入ったら避難勧告出しましょうとか、そういうマニュアルは決めておりますので、それに従って我々は災害対策基本法の中で決められている避難勧告とか避難指示を出すということになります。結局は災害対策基本法が基本になりますので、そちらのほうでそういう情報を出すということが市の責務だと考えております。市民の皆さんのほうにPRするというのはこれからもしていきたいと思えます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ちなみに今、中国電力渡ノ瀬ダムとか小瀬川とか弥栄ダムとかいうのは、毎秒何トンとかというのがあるんですか。あるんだったら参考までに教えていただきたいということと、それから中電さんと今まで我々が話し合い、協議した中では確かに広報車で回られるんですが、回るといってもあくまでも県道だけを回られるんです。だから全く聞こえない。雨が降っておったり川の流れがあったりするから皆さん戸締まりされておりますし、だから何を言っておるのかわからないような状態ですから、その辺の連絡というのが本当にちゃんといくんだろうかということがあって、私も非常に怖い思いをしたことがあるんです。地域の方が来られて夜中の12時ごろろうろしたことがあるんですけど、その辺、今のこれ以上だったら避難とか、これ以上だったら水害になるとかという、毎秒何トンとかというのがもしわかれば教えてください。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 毎秒何トン、例えば小瀬川とか玖島川とか、そこで毎秒何トンという表記ではないんですが、例えば小瀬川であれば洪水調節開始という連絡があったら避難準備情報を出すとか、ただし書き操作以降の予告があったら避難勧告を出すとか、そういうふうなマニュアルをつくっております。それから玖島川であれば、例えば洪水量以上の放流予告があれば避難勧告を出すとか、もちろんこれで絶対出すとかいうんじゃないくて、もちろん地域の状況もあわせて考えるんですけども、一応こういうマニュアルを今つくっております。渡ノ瀬ダムにつきましては、大体毎秒100トン以上超えると洪水量の調整ということになっております。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 その辺、要するに自治会長さんに当然周知されるんだと思うんですが、ここの対策室から。その辺ぜひ、この前も一般質問しましたけど、自治会組織が非常に高齢化されて、もうなる人がいないような状態で皆様に周知することすら難しいというようなことも私もこの前も言いたかったんですけど、そういう災害とか全てのことに絡んでくるんです、要するに。消防団とかというのが若い人がいなくなるから、そういうのが消防団員の不足とかいうのも絡んでくるでしょうし、今のように自治会長さんに知らせたとしても夜の10時とか12時だったら本当にその人が電話で夜の12時頃するのは抵抗あるでしょうから、1世帯ずつ歩かれるというのも、これもまた大変でしょうし、危険でしょうし、そういうことも含めてそういうマニュアル的なものもちゃんとしていただきたいと思います。よろしくお願いします。それは栗谷だけじゃなしに、当然今の下流域、木野に至ってから栄町までずっと小瀬川水系全て関係することだと思いますんで、その辺の周知徹底といいますか、マニュアル化といいますか、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

1回目はこれで終わります。

○山崎委員長 他に質疑はありませんか。寺岡委員。

○寺岡委員 予算書で言えば146ページ、応急手当と普及啓発医療に係ることかと思われます。この消防費に限らず、28年度におきましてもAEDを何台か御購入いただいて、市内で準備できると、大変ありがたいことだと思います。毎年少しずつですけれども市内のそういった機器が充実してきているかなというふうに感謝したいというふうに思います。救急救助体制の充実ということにつながっていくんですけども、要は機器が充実していてもそれをどのように使いこなせるかということが応急手当と普及ということなんですけれども、何年もかけて、10年近くかけてきて今ようやく大竹市の中でAEDの実機はふえてきました。それを使うためのトレーナーがどのタイミングでどういうふうに更新されるのかというのがちょっと心配になってます。ちょっと今の型式、細かいところはいいんですけども、いつごろ購入された、大体でいいんですが何台ぐらいあるのかをちょっと教えていただけませんか。

○山崎委員長 主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 済みません、整備年度のほうがちょっと今手元のほうにございません。今トレーナーは4台ございまして、1台は3年ぐらい前に更新整備したもので、あとの3台につきましてはちょっと整備年度については把握が今できており

ません。申しわけございません。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 1台は比較的新しいものというお話だと思います。たしか5年に1度ぐらいこの応急処置という心肺蘇生関係、これは国際基準が変わってるというふうに思います。それに合わせて周辺機器もメーカーのほうでいろいろつくりかえてるんじゃないかなというふうに思うんですけども、練習そのものができるというわけではない、それは理解しています。ただ、今文科省のほうでも、たしか学校の授業で子供たちに触れさせるというふうな検討も既に始まっているというふうに聞いてますし、子供たちが触れたものが余りに旧過ぎると、せっかく習っても家の近所、学校に設置してあるものと型が違い過ぎるとすぐに救急措置するには二の足、三の足踏んでしまうのではないかなという心配があります。安いものではないと思いますので、すぐに消耗品で何とかというわけではないかもしれませんが、総合計画等でもいろいろ救急体制こういうふうになりたいと、救急救命士に引き継ぐまで一般の市民の皆さんがどう手当てをしていくかというところを実に熱く語ってくださってますので、ぜひそういった機器の充実というところも御検討いただけたらというふうに思います。何かあればお伺いしたいのですが、いかがですか。

○山崎委員長 消防長。

○西岡消防長 御提言といたしますか、御提案ありがとうございます。限られた財源ではございますので、十分優先順位を考えて今後とも整備を図っていきたく思っております。

○山崎委員長 他にございませんか。藤井委員。

○藤井委員 お願いいたします。市政のあらましの中からちょっと拾ってみたく思いますが、火災のほうは最近大竹で大きな事件になるような火災はないように思っております。救急車の出動回数が平成22年から26年のデータを見ると、毎年約1,300とか1,400回、1日にすると3.8回ぐらいの出動回数になっておろうかと思うんですけども、その出動回数の中でやはり急病人の方が500名ぐらい、3分の1おられるというふうに記載されております。以前時々話題になってたんですが、急病人というのはいつ発生するかわかりませんし、夜も昼も救急車の出動というのは私らはサイレン聞いて知るわけですが、受入先の病院ですね、ここでの救急隊とのやりとりで受入先の都合が悪くて、たらい回しといたしますか、そういうことが何年前にいろいろ報道されたことがございますが、大竹においてそういうことがあるのかないのか、あったのか、印象に残ることがあれば教えていただきたいと思っております。まずこれをお願いいたします。

○山崎委員長 消防署長。

○平池消防署長 救急出動のときの病院の受け入れということでございますけれど、大竹市の場合、平成27年中でございますけれど大体1,460件出動しまして、搬送人員が1,261名搬送しております。そのうち1,077名が広島西医療センター、J A広島総合病院、岩国医療センター、この大きな医療機関で全体の85%を収容していただいております。かなり救急業務に御理解いただいてから受け入れをいただいているのが現状でございます。ただ、委員がおっしゃられましたように、たらい回しとまではないんですけど、救急受入病院を選定するのに少し時間がかかるということはございます。ただ、新聞報道等で時々あり

ますけれど、そういったたらい回しによって受入病院がないという状況には現在はいけません。以上でございます。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。大竹においては西医療とか岩国とかJAとか大きな病院が近くにございまして、余りそういう難しい問題になるようなことがないということで、私たちにとっては大変ありがたいことだというふうに考えております。

もう1点ですが、火災を予防するために工場とか商業施設にいろいろ消防設備の法律に決められたことがあって査察に入られると思うんですが、大竹のそういう工場とか商業施設において、特にここが余りそういうところに力入れてないとか、問題のあるところがあるのかどうか、ちゃんと法を守ってそういう設備を整えられてるところがほとんどだという状況にあるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○山崎委員長 予防係長。

○緑川消防本部消防課予防係長 予防係長の緑川と申します。よろしく申し上げます。質問についてお答えいたします。特に特別な施設等に関してはありません。全体的に設備等を調査しております。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。救急体制といい、そういった設備の関係、大竹はなかなかよくできてるなというふうに考えております。皆様方が昼夜を問わず一生懸命働いてくれるおかげで、市民の皆さんは安心して暮らせるというふうに考えております。今後も十分頑張っていただきたいというふうに思います。終わります。

○山崎委員長 他にございませんか。網谷副委員長。

○網谷委員 144ページですが、防火水槽設置工事の件なんですが、その前に先月だったと思いますが、阿多田地区で火事があったそうなんですが、そちらのほうの情報がありましたらちょっと教えていただければと思います。

○山崎委員長 消防署長。

○平池消防署長 阿多田地区でありました火災でございます。2月8日にございまして、場所は阿多田の猪子でございます。カキ打ち場におきますぼやの火災ということでございます。現在原因につきましては調査しまして書類を作成中でございます。以上でございます。

○山崎委員長 副委員長。

○網谷委員 今ぼやがあったということなんで、あそこは作業場、イワシの作業場、カキの作業場、人が住んでたわけじゃないんですが、設備そのものが全部電気系統でございますと言っていいほど電気が物すごい、大半の設備が電気の動力から来とるものと思われまして。そのようなことからこの前はぼやで済んだのでよかったんですが、海水からくみ上げたということなんですが、そこでこのたびの防火水槽の件で、80トンの防火水槽の60トンを今の漁業組合の前のほうに設置するということなんですが、ちょうどええ言うたら失礼なんですが、あと20トン分を猪子のほうへ設置できないものかと、その辺、あと20トン分をどういうふうに考えておられるんか、それも1つ聞きたいんですが、それと消火栓もないんですよ、あそこはね。そういう方向からちょっとそちらのほうお聞きしたいんで、よろ

しくお願いいたします。

○山崎委員長 主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 まずは阿多田に設置する防火水槽60トンとなっております。今あります小方公民館に設置しております防火水槽の再利用ということで、60トン分を阿多田に設置するというふうに計画しております。残り20トンの使い道ということなんですけれども、水槽ですので6面体ということになります。残っている20トン分というのは、そのうちの4面しかございません。そのためそれを防火水槽として使える形に整備するとなりますと、ほぼ新品をつくるのと金額的にも変わってこないということなので、今のところ再利用のほうは考えておりません。

続きまして、猪子のほうに設置してはいかがかということでございますけれども、猪子を初め市内では消防水利が1つしかないという地区が各所に残念ながらございます。その地区の状況はそれぞれ猪子みたいに作業場が主だったり、住宅が主だったりさまざまでございますけれども、そういった各地区の状況等を総合的に勘案しますと、ちょっと申しわけないんですが、猪子につきましては優先順位がそう高くはないものだと考えております。これからもそういった地区の水利については、財政状況を見ながら整備はできるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山崎委員長 副委員長。

○網谷委員 優先順位がかなり低いということなんで、一応優先順位は低かっても入れとってください。お願いします。

それから先ほどの60トンの水槽ですよね、あの水槽、これも予算ですからこれ通らなければできないんですが、一応通ったものとして大変阿多田の住民の方は喜んでおられます。

それともう1点、せっかく防火水槽据えていただくので、できれば災害時に飲料水として使えないかということでございます。なかなかこちらのほうも今厳しいような顔されたんですが、というのも、一度送水管が破裂した事例があるんですよ。そのとき大変苦労されたということを聞いております。給水船が来るまで何日か何時間か知りませんが、そういうこともあるので、ぜひこれからどのような災害が来るかもわかりませんので、できればこちらのほうも飲料水として使用できるような方向でできれば、事業費としてどれだけかかるかわかりませんが、また優先順位が低いと言われても困るんですが、何かいい返事でもあればコメントお願いします。

○山崎委員長 主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 委員の御要望にはちょっとお答えが難しいんですけども、再利用します防火水槽につきましては残念ながら飲料水用には使えません。防火水槽と飲料水の貯槽兼用のものも今ございます。ございますが、普通の防火水槽1台設置する数倍の金額がかかるといったところで、このたびは再利用ということで水道水としては使用できないと。また、この再利用とは別のことを考えました場合には、そういったような金額的にも普通の防火水槽の数倍かかるものをかければ整備することは可能です。以上でございます。

○山崎委員長 消火栓についてお願いします。猪子に消火栓を設置という要望があったと思

うんですが。主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 申しわけありません。消火栓につきましてなんですが、一応、国が示しております消防力の基準という告示がございまして、その中で消火栓は150ミリ以上の水道管に設置しなさいと。ただし書きがございまして75ミリ以上の配管であればループになっていけばいいですよというのがございます。確かに今猪子島には75ミリの配管が参っております。ですから消火栓をつくったとしても、それが消火栓としての機能を100%発揮できるかどうかというのはちょっと保障の限りではございません。以上でございます。

○山崎委員長 網谷副委員長。

○網谷委員 どれを取っても厳しい答弁なんですけど、とにかく要望等するしかないのでもよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○山崎委員長 ありがとうございます。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは質疑がないようでございますので、1回目の質疑を終結いたします。2回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。大井委員。

○大井委員 防災会議のことだけで終わってしまいましたんで、職員の給与の関係ですけど、先ほど救急も含めて重なるときがあるんじゃないかと思うんですよ、救急。私も道路のそばですから、また救急車のサイレンだなど思うことが多いんですけど、重なるときの体制というのは大丈夫なんですか。例えば1回の出動で今の岩国とか廿日市の総合病院とか行きますと結構時間取りますよね。そういうときに、また違う救急があった、そのときに職員さんが何人待機できておられるのかというような、その辺の状況ですね。条例定数は五十何名でしたですよ、消防は。少ないんでしたら条例変えればいわけですから、その辺の状況はどうなんですかね、ちょっと教えてください。

○山崎委員長 消防署長。

○平池消防署長 救急出動時の対応ということでございます。平成27年でございますけど、1,460件出動がございまして、うち第一出動、1台目の救急車の出動が1,258件、重なりまして2台目の救急車が182件で、3台目の救急車が20件ございます。3台目の救急車が出動したのが20件、27年はございました。もちろん第1救急、第2救急、第3救急出動したら署の人員少なくなりますけれど、必要に応じまして他の災害が発生した場合には本部の職員もおりますし、その状況によったら非番の職員を招集しまして、災害には対応できるようにという態勢はちゃんととるように努めております。以上でございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 救急ですから非番の方に出てきてもらうというのは結構時間もかかるでしょうし、その辺の職員の方が足らなきゃ足りないようにちゃんと予算措置は請求していただけたらと思います。

次に消防団の関係なんですけど、報酬も含めて活動推進、資器材と3つお聞きしたいんですが、146ページの消防団一般事務のところ、私ことしは出初め式には出席させてもらって、その後互礼会というのが懇親会兼ねて御招待受けるんですけど、出席にしとったん

ですけど急用ができてまして今回欠席になったんですけど、今まではずっと出させてもらってたんですけど、幹部の方が言われるのが大竹は消防団の手当と申しますか、それが低いんだと。ボランティアということはわかるんですけど、なかなか今の条例にあります各分団の定数に達するには、やっぱり汚いもんでお金が関係するんですと、そのときにやめられた方を補充しなきゃいけない。そのときに夜災害とかなんとかというんで出ても幹部の人も非常に少ないと。今から自分らがやめて若い人にそういうことを言うとお金だけじゃないと思って入ってもらってるんでしょうけど、やはりそうは言いながらもちゃんとした対価をお支払いするというのも必要だと思いますんで、その辺、資料請求の中で臨時職員とかいろんな方の賃金とか出してもらってますけど、これもよく言われるのは、近隣のところを参考にしとるとか言われるんですよ。廿日市とかその辺の近隣とかの消防団の手当と申しますか、出動手当とか報酬とかというのがどうなのかというのを調べておられたら教えてください。

それから147ページに活動推進事業九百十何万で旅費が717万ですよ。これの旅費は何でしょうか。それから下側に818万の消防団資器材整備事業というのがありますけど、各消防団の消防車というんですか、あれ耐用年数が15年に今しておられるですかね。各消防団の団用の消防車ですね、これの耐用年数、以前15年と私聞いたと思うんですが、前は10年だったんだけど、15年にしたとかちょっと聞いたような気がするんですけど、それよりももっと耐用年数が過ぎた車両もあると、これが何台ぐらいあるのか、もしおわかりになれば教えてください。よろしく願います。その3点、済みません。

○山崎委員長 消防課長。

○池田消防本部消防課長 消防団の報酬でございます。現在大竹市の消防団員の年報酬1万8,500円でございます。広島県全体の平均が2万765円ということでございまして、23市町中13番目の金額というふうになっております。真ん中より若干低いんですけども、平均的なものだというふうに認識しておりますけども、今後とも県内状況見ながら調査検討していきたいと考えております。

それと消防団活動推進事業の費用弁償でございます。717万3,000円ですか、これにつきまして団員の方の訓練礼式の出動手当、年末警戒等でございますし、それぞれ訓練が488万5,000円、それと来年度ポンプ操法大会がございまして。市内の大会でございますが、その費用弁償が228万8,000円ということで717万3,000円というふうになっております。

それと近隣の市町でございます廿日市市の団員報酬でございますが、2万6,000円というふう聞いております。以上でございます。

○山崎委員長 主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 消防車の耐用年数ですが、以前15年とお話しさせていただきました。そのとおりでございます。ですが財政的なものございまして、なかなかちょっと15年では難しいところなんですけども、今最低限更新の必要があると考えておりますのは、20年を経過した車はということで、現在のところ5台でございます。以上でございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。3点につきまして、平均したら県内で真ん中ぐらいだと、まず消防団の手当ですね。廿日市から比べたら2万6,000円の1万8,000円ですから8,000ぐらい安いわけですね。この辺もそういう声も私聞いておりますんで、自分らがやめた後に若い人が入ってきたときに、廿日市の人なんかのこと聞いておられるんでしょう、恐らくですね。だから余りにも違い過ぎますよね。100万で8,000円違うのとは違うわけですから、2万6,000対1万8,000幾らですから、その辺もちゃんと予算要求されて消防団の定数をちゃんと確保していただきたいと思いますんでよろしく願いいたします。

それから今の15年の耐用年数の消防機材ですね、これについてはどうなんですか、今その5台は大丈夫だと言われるんですが、本当に大丈夫なんですか。これも5台、どこの分団かわかれば教えていただければと思います。

○山崎委員長 主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 一応全車両ですね、確かに古いのがございます。そちらのほうはちゃんと車検とか各分団でそれぞれ車両担当しております機関員の皆様方に整備していただいて、いずれの車両も実働には今のところ問題はないということなんですけれども、今の古い車ということなんですが、現在ですが、第3分団、油見地区ですね、この車、来年度予算が通りましたら更新させていただく予定です。第5分団、小方地区、2台あるんですが1台がちょっと古いと、あとは第9分団、玖波ですが3台中2台が古いと、20年以上経過していると、あとは栗谷地区、11分団が3台中1台、12分団、木野地区が2台中1台の計5台が20年以上経過しているということでございます。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。よくわかりましたんですが、我々素人ですから、わかったと言いながらも、今の状況がわかっただけでどうなんですか、例えば今年度新しくした消防車と20年前の消防車というのは、よく車検とか何んとかに出しておりますとか整備しとりますと言うけど、その性能ですよ、問題は。最近では泡が出るようなものも買いましたですね。昨年ですか8,000万か何かの消防車も買いましたですね。そういうふうの問題は性能がどうなのか、その辺が20年前でも走るの距離はそんなに走ってない、私もちょっと消防団に入らなくなったからわかるんですが、どこの消防車両も走行距離は非常に短いと思うんです。だけど問題は性能となると、今度は消防車両でなしに中の機材になるんですかね、この資機材のどこなんですかね、要するに。その辺はどうなんですか。行っても水の勢いが悪いとか、その辺の資機材の関係がちょっとわかりにくいんで教えていただきたいと思えます。

それから冬場なんかに当然応援とかで山間部に行ったりするときにスタッドレスとかいうタイヤですね、その辺はどうなんですか。山間地域のところだけがスタッドレス履いて応援に行く車は履いてないんですか。当然応援がありますよね、ちょっと大きな火事になれば、その車両が履いてなかったら行けませんよね。その辺はどうなってるんですか。

○山崎委員長 主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 資機材ということで、委員が聞かれてるのは多分、小型動力ポンプのことだと思います。現在市内のほうに消防車のほうに29台整備しており

ます。そのうち20年以上経過してるのが9台ございます。これにつきましては順次これからも整備してまいりたいと思っております。

それと車両のスタッドレスタイヤの件ですけれども、スタッドレスタイヤにつきましては、現在のところ川手、松ヶ原、栗谷地区に整備はしております。沿岸部に関しましては現在整備をしてない状況でございます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでございますので、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑に入ります。大井委員。

○大井委員 途中で終わりました、済みません。どうなんですか、よくそういう火災とかなんとかあったときには応援を求めますよね、消防団で。そのときに沿岸部から行く車がスタッドレスでないということは、雪でも降ったたら応援に行けないという状況というふうに解釈していいんですか。その辺は買いたいんだけどお金がないという状況なんですか。それはよくわかっておるんですけど、その辺が財政的に難しいということなんですか。その辺まず済みません、先をお願いします。

○山崎委員長 主幹。

○古木消防本部消防課主幹兼消防団係長 タイヤにつきましては、スタッドレスタイヤは整備しておりませんが、チェーンのほうは各車両に持たせておりますので、チェーンを装備してからの出動ということで、すぐさま、さっというわけにはちょっと問題があるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 チェーンはあるということですね、わかりました。できればスタッドレスも買ってもらってください。

それから自主防災組織育成事業、防災訓練実施事業、これ前も何かで私発言したと思うんですが、自主防災組織、今何組織できてるのか知りませんが、約半数ぐらいですかね、自治会の中で。どういう訓練とか活動とかしておられるのかということが、なぜかといったら我々の自治会も非常にやろう、やろうと言って毎年自治会の事業計画に上げるんですが、何をしたいかわからないということが1点まずあるということと、それから大竹市全体で見渡してるときに一部資材、機材を貸与になるんですかね、提供になるんですかね、くれてですね、バケツとかスコップとか、そういうものの置き場というのが集会所とか屯所とか、屯所に置くのもどうかわかりませんが、そういうのがないところはどこに置かれるんですかね、そういうものは緊急用具ですよ、資材提供されてもですね、今の訓練の中身、それからどのぐらいの組織がどういう活動や訓練をしておられるかという内容、それから今の資機材を一応自主防災組織には配給してですけど、その保管とかそういう集会所がないような自治会とかいうのはどういうふうに対応しておられるのか、その辺ちょっと教えてください。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 訓練の内容なんですけども、一応今よく行われているのが消火訓練、あと避難訓練とか炊き出し訓練とか、あと消防のほうの協力を得

ましてAEDとか、こういったものが今よく行われております。

それから資機材の保管場所につきましては、集会所があったりとかそういうところは、もちろんそういうところに置かれますし、ないところは自前で倉庫を買われたりとかそうやって置かれるところもございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 今、72自治会で何自治会が自主防災組織を立ち上げて、その方が今年度でも昨年度でも結構なんですけど、どのぐらいの頻度でされてるのか、今訓練の内容はAEDとか炊き出しとかそういうことをされるというのはわかったんですけど、1回したらもう終わってしまうのか、その辺を我々の自治会も参考にしたいなと思ってますので。それからみずからがないところは土地とか建物を買ってそういう資材置き場を自治会が資材置き場といいますかそれをつくれるんですか。それは補助金か何か出るんですか。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 最初の御質問なんですけども、今大体71自治会のうち47の自治会で自主防災組織を立ち上げておられます。

資機材の置き場なんですけども、市のほうで何か補助がないかということなんですけども、去年宝くじの助成金というのがございまして、こちらのほうでそういう簡易的な倉庫とかを整備する場合に補助が出るのがございまして、それについてはことし1自治会要望されております。

訓練の件数とかですけども、一応今自治会、大体年に1回につきまして2万円の補助を出しておりますので、大体年に1回されるところがほとんどなんですけども、今大体10件から15件ぐらい、組織で訓練されております。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ごめんなさい、僕の質問が悪かった、申しわけない。

自主防災組織は47ですか、自治会がつけられてるということなんですけど、1回もやってないところもあると思いますし、定期的にやっておられるところとか、今のように今回は炊き出ししようと、また2年か3年たったら今度はAEDの訓練をしようと、そういう定期的にやっておられるとこと全くやってないところ、1回ぼっきりとか、その辺の状況を知らなかったということがまず1点です。

それから今の倉庫です、補助金が、それはこちらに申し込んだら新年度予算はついておるんですかね、ちょっとどこについとるかよくわからないんですが、そういうものを申し込めばそれは簡易倉庫的なものは差上げますよと、全額補助なんか半額補助なんかその辺わかりませんが、どこにどういうふうに申し込むのか教えていただけたらと思います。済みません、お願いします。

○山崎委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長事務取扱 失礼しました。訓練なんですけども、確かに定期的にやっているところも毎年やられてるところもありますし、隔年とかでやられてるところもあります。継続的にやってほしいというのはあるんですけども、いろんな事情があって押しなべて大体1年、10から15の自主防災組織でされておることです。

す。

それからコミュニティ助成金の申請のことなんですけども、一応ことし27年度に申請があったものについては、決定が今されておられませんので正式に国のほうで決定がおりましたら、来年度予算で補正予算という形になろうかと思いますが、計上するようになります。

○山崎委員長 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 質疑がないようでございます。それでは以上をもちまして第9款消防費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がありますので、20分まで休憩いたします。

14時13分 休憩

14時20分 再開

○山崎委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

民生費の1回目の質疑の途中から開始いたします。

現在までに民生費の1回目、大井委員、藤井委員、田中委員が1回目の質疑を終了しております。引き続き1回目の質疑のある方、挙手をお願いします。寺岡委員。

○寺岡委員 私からは67ページの生活困窮者自立支援事業委託料と78ページの子ども・子育て支援事業計画推進事業、これについて2点ほど伺いたいと思います。

まず先に生活困窮者の自立支援のほうから伺いたいんですが、子ども・子育て支援のほうは認定こども園についてどう考えてるかということをお聞きしますので、考えをまとめていただけたらと思います。

資料請求もさせていただきました。あいてるセル入力したものをいただきましてありがとうございます。要はこの話の前に1,700万円という額面、委託料ですね、これが大体どういうことに使用されているか、人件費等とは思われますが、そのあたりをお願いしたいのと、あと要はこの支援事業の大きな目的が生活保護に至る前の段階の皆さん方へのフォローということで、どういうふうに保護費、これを下げていくかということにつながると思うんですけども、将来のですね。今回いただいたデータ、市のほうではどのように分析しておられるのかその見立てをちょっと御説明いただければと思います。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 まず生活困窮者の委託料の1,700万の内訳でございますが、社会福祉協議会のほうに委託しております。そちらのほうの人件費が1,610万2,000円、それと事務費が89万8,000円、計1,700万円となっております。

生活保護との関係でございますが、生活困窮者につきましては名前は生活困窮者というようになっておりますが、実際のところはいろいろな課題とか悩みを抱えて、御自分ではどうしようもされない方、当然経済的には困窮されてはいるんですが、いろんな悩みを抱えてる方を社会福祉協議会のほうの職員のほうが寄り添いまして、そういった悩みを一つ一つ解きほどこいて解決していくというような事業でございます。必ずしもこの事業自体がすぐ生活保護に結びつくというわけではないかと考えております。

実際の件数申し上げますと、この2月末で59件相談がございました。そのうち生活保護

に最終的になられた方が3名ということ、あとの方はいろいろな就労したり相談を受けたりして、制度のとおり自立のほうへ行ったのではないかと考えております。以上でございます。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 まず1,700万円ほぼ人件費、これ何名のものかというのを改めてお願いします。というのが1年ぐらい前に事業を始めるときに1人か2人かぐらいというふうな見込みというのを聞いたような記憶がありまして、実際何名でこの額面のなのかというところをお願いします。

要はこの生活保護扶助費を努力によって抑えていく。制度上なかなか抑えられるものじゃないというふうな理解はしておるんですけども、要は新規の保護申請、また継続率、それをどのように下げていくのかという努力につながる支援事業ではないかなというふうに思っております。社会健康課ではないかもしれないんですけども、今年度生活保護終わりますよと、脱却できましたよという成果というのは何かわかりましたらお願いします。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 生活保護全般で申し上げますと、今資料の要求をいただきました19ページではございますけども、リーマンショックが2008年の9月15日にあつて以来、大きな経済破綻の中で大竹市の有効求人倍率も非常に0.65とか低くなつたんですけども、そういう傾向の中でこの表にもございます平成24年度、227世帯300人の保護の方のピークがございました。現在27年の今回資料を出させていただいておりますけども、204世帯の247人、減少しております。これは生活困窮者ということが全てではもちろんないと思つてます。世界的な経済情勢の変化、大竹であれば大型店舗あるいはそういった商業の求人、そういうところで保護の方々が自立ということで、私のところに就労支援、保護と一緒に就労支援しておりますけども、その支援の方が28名ほど、26年ということになりますけども、おりましたけども就職決定の方が21名、保護の難しさというのは就職に一旦行きますけども、継続的に脱却というところまでいなくて、自立ということはその21名の中で4名ほどは今完全に保護から脱却して自立という方がおられます。そういう中で生活困窮の方の分も、まずは以前この制度がないときには大竹市の福祉課のほうにお見えになりまして、実績としますとこの制度以前には99件なんですけども、そのうちの3分の1の方が保護申請ということになっておりましたけども、我々といたしましたら相談に来たらイコールすぐ保護ということじゃなくて、なかなか保護に至るというのもお家があつたり土地があつたり、資産があつたり稼働能力とさまざまなことがありますけども、そういった今回の生活困窮者、こういったものについて、個人の能力を最大限生かすことができる方については、そちらでしっかり就労支援という形の中で生活を維持していくということが大事だと思っております。十分な説明になるかどうかわかりませんが、以上で終わります。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 申しわけございません。内訳ですが、職員3人となっております。そのうち2名は相談員で社会福祉士の資格を持っております。1名が事務の職員ということでございます。以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。事業が始まって1年ということで、今はまだ成果等もまとめ中だというふうには思います。先ほどは社会健康課のほうから、このデータの見方というところをお話しいただいたんですけども、福祉課としてはいかがですかね、これを年齢別で表を出していただいているんですが、例えば20代、2世帯で2名ということは1世帯ずつということだと思いますし、90以上もひとり暮らしの方々だというふうに思うんですが、これが10年たてばどうなるのかというところもあわせて福祉課としてはどういうふうに見とってですか。

○山崎委員長 どうぞ。

○笹野福祉課主幹兼保護係長 済みません、年齢別の表の先ほど言われました20代の人の2名については、病気の方でして1名は障害年金受給されておられまして、もう1名もかなり重たい病気ですてなかなか自立するのが当面難しいような人です。ですから今この表の中に入ってる方で、生活困窮者自立支援事業で自立に向かってもらうということよりも、今後相談に来られた人で、稼働能力はあるけども当面今お金がなくて、これが借りれたら保護を受けずに済むというような人をよりそいサポートセンターのほうにつないで、そちらで保護を受けることなく事業を使って自立していただくというような制度の利用をしていくものと考えております。

以上です。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 この表の見方という分で、ちょっとすぐお答えできないんですが、生活困窮者自立支援法というのができましたが、いわゆる非正規雇用の方であるとか、年収200万円以下の世帯の方ということで、生活困窮に至る方は非常にリスクの高い方がふえているというのも事実です。その中で本市におきましたら、27年204世帯のうちの約11世帯が高校生以下を持つ世帯ですて、委員言われますように生活保護受給者のうち、一般的には日本の国内では生活受給者のうち約25%の世帯がいわゆる世帯主が出身世帯と言いますか親の代、もっと上の代から保護という、いわゆる保護の連鎖と言いますか、貧困の連鎖という状況も本市におきまして、ちょっとパーセントははっきりとは申し上げられませんけども、確かにそういう状況はございます。そういう中で委員言われますように、子供いますかそういう部分について先ほど言いました11世帯、子供さんの数はもう少しおられますけども、世帯ですから。子供たちがこの国の支えの上で負の連鎖と言いますか、そういうことにならないように支援していく必要があるかと考えてるところでございます。

以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 そうですね、この自立支援事業と生活保護をどのように並べて考えていくかというのは、今後の中長期に至る政策に大きくかかわってくるのではないかなというふうに感じています。ですので、最初の1年ということでこれからしっかり分析、研究も進めたいと思うんですけども、今回いただいた当初予算の概要にも主要事業の1つとして挙げられているわけですが、そこにも生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の

自立支援策の強化を図る。今も質疑応答のやりとりの中で福祉課が答えるところ、社会健康課が答えるところと、係も保護係と社会係で異なっていると思うんですが、これらの流れについて私は当初予算の概要では生活保護に至る前の段階というふうな判断がありましたから、それを予防するのも大きな目的の1つかなというふうに捉えてたんですが、そうしたときに課を分けているメリットというのは何かあるんですか。同じ係で扱われたほうがより効果が高くなるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 済みません、先ほど11世帯と申し上げたんですが、まずそこは9世帯でしたので訂正をお願いしたいと思います。

2課ございますので、福祉課の立場からメリット、デメリットというところ申し上げたいと思います。もちろん福祉課、生活保護として相談に来られます。そこんとこで、やっぱり若い人が来て、出入り口が2つあったほうがいいのかというところで、生活保護という入り口と生活困窮の入り口があったときに、まず生活保護のとこ一本であればおのずと、失礼な言い方ですけどもお見えになっただ方はほぼ受給を希望される方が多くて、入り口のほうに保護のほうへ流れていくというか、実はやっぱり金銭的には困ってるけども、しっかり私は頑張っていきたいよという方についてはやはり生活の自立という中で、そういう意味でいきますとやはり保護ではなくて生活困窮のほうの、課が違うというのか、そちらのほうがいいというケースもあります。ただそういう面と反面やはり多くの方が本当に全国的な傾向で言いますと、生活保護そのものが高齢者の人が非常に多くなりまして、生活保護、全国的にも高齢者の保護というのが年々増加して、本市では件数減ってますけども、全国的には非常にこの生活保護世帯が毎年ふえてる状況の中で、高齢者の部分でいきますと窓口が1つというのがいいようなことはありますが、やはり若い、先ほど20代と言いましたが20代、30代、40代いわゆる我々で言えば稼働年齢層という方については、できたら生活保護じゃなくて生活困窮というところで、事業の支援をその方に寄り添って行ってもらって、1年間での継承ですので、はっきりとしたことは申し上げられないというのが実情ですが、メリットの部分でいきますと、いわゆる生活保護へすぐ移行という部分が1つは食いとめられると、若年層の。デメリットの部分というのは、やはり保護に至る方という方がいろいろなケースがともかくあるわけで、それが困窮者のほうに相談は行きましたけどもやはり生活もいろいろ相談する中で最終的には保護になるということで、場所的なもの社会福祉協議会のほうに委託してますけども、そういう部分でお困りの方のいわゆる距離感、時間的なそういった部分での御負担をかけてるのかなという気がいたします。私のほうからは以上です。

○山崎委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 社会健康課のほうからも、確かに経済的に困られたということであれば、ある程度保護との関連というのが非常に深いと考えております。ただ、この制度が始まるまで、最近市民の方はただ1つの悩み事で市役所の窓口に来られるわけではなくて、いろいろな悩み事をたくさん抱えて、自分のどれが実際本当の悩み事だということがよくわからないというようなケースもあります。どうしても市役所といいますのは、各相談が

はっきりしておりますので、その相談でないとなかなか受けるところがないというか、たまたまこの困窮者の制度がそういった方も含んでおりますので、割合引きこもっておられる方とか、ちょっと失業したんだけど、まだ働けるんだけど当面のお金がない、そういった方については家賃の助成制度もございますし、社会福祉協議会のほうでも少額ですがお金をお貸しするという制度とか、そういった制度をすればまた就職して活躍できると、そういったいろいろなケースの場合、ただ保護だけを目的にというわけではないので、こういった制度で包括的に相談を受けるという窓口が1つできたと考えたらいいのではないかなと思ってます。たまたま私どもの社会健康課のほうの社会係のほうがそういった福祉と言いますか、相談一般みたいなものを受けるというような形をとっておりますし、またこの生活困窮者のほうは民生委員さんにも御協力をお願いしまして、そちらのほうからも話を持ってきていただいたりしまして、私どもの係のほうは民生委員さんとも密に常に連絡をとっている。そういったこともありまして、社会係のほうで今のところ始まってまだ1年たっておりませんが、担当しているという状況だと思っております。以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 お2人とも恐らく答えにくいことだったと思うんですけどもありがとうございました。これから様子を見ていただいて、それぞれ役割分担しながらやっていただかなければいけないと思うんですが、結局は職員さんがしっかりお力を発揮していただいて、いい成果を残せるかどうかということと、住民の対象の皆さん方がわかりやすく、そしてスムーズにいろいろな制度利用できるかと、そのために行政の組織、仕組みとして何が必要なのかというところを、またこれからいろいろデータも集まってくると思いますし、そのあたりもぜひ意識しておいていただきたいというふうに思います。

2つ目は2回目ですべてさせていただきます。ありがとうございます。

○山崎委員長 続きまして質疑はございませんか。

ないようでございますので、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑に入ります。2回目の質疑はございませんか。大井委員。

○大井委員 さつき作業所のことについては午前中いろいろ言わせていただきましたんで、ぜひとも早急に御検討のほど、これシルバーとの関連もございましてよろしくお願ひしたいと思ひます。それからグループホーム等も含めて、また決算委員会等でもその辺の状況をお聞きしたいと思ひますんでよろしくお願ひします。

次にけさほど言っておきました80ページの児童福祉費のほうですけど、今回資料請求をさせていただきますして、臨時職員、嘱託職員いろいろな基本賃金等聞きまして、ちょっとそれに関連するんですけど、ゼロ歳児から2歳児までですね、恐らく3人ぐらいに1人ぐらいの保育士さんがついておられるんだというように聞いておるんですが、一部私が何人かからお聞きした中に、特にゼロ歳から2歳児というのがまだ母親と先生の区別がつかないような状況で、1カ月休みがあるということで、非常に小さなお子さんでまだわからない状況ですから、その辺の戸惑いみたいなものが見えるんだと、1カ月休みというのが。11カ月あって1カ月休んでまたという。これ地方公務員法に関連しますんで、法律の関係ですのでこれについてはまた総務費のほうで質問させてもらおうと思っております。それ

と、ちょっと私が勘違いして資料請求したんですが、申しわけないんですが、要するにきょう現在の臨時職員の数とか賃金とか書いていただいたんで、4月1日以降どのぐらい上がるかというのをお願いしようと思っただけなんですが、きょう現在になってしまって申しわけないんですけど、この辺は今いただいておるもろもろの保育士さんが幾らとかというのがありますけど、その賃金は少しは改善されたのかどうかということと、今のゼロ歳から2歳児までで1カ月休みというのが県に聞きましたら大竹だけだと言われました。そんなことやっとならありませんと言われたんですが、これは先ほど言いましたように総務のほうでお聞きするんですけど、このゼロ歳から2歳児のところを臨時の方が見ていただいとると、総体的に保育士さんは正職も臨時の方もみんなすばらしい職員さんだと、この評価は非常にいいんですけど、ただ今の1カ月休みというのがありまして、そこでちょっと小さなお子様は心配、いつも寄り添ってもらっておるお母さんみたいな人がいなくなるわけですから、そういう不安があるということを知ったんですが、その辺について新年度から何か声も聞いておられるかどうかわかりませんが、対応策、対処策というものがあれば、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。賃金も含めてです。

○山崎委員長 秘書係長。

○柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 保育所の賃金ということで、総務課のほうからお答えさせていただきます。まず保育士の臨時職員の賃金なんですが、来年度4月から現在の7,800円日額のところを8,100円、300円ほど増額いたします。これは近隣他市の状況等を参考に人材不足ということで、このような措置を行っておるところです。

それから1年のうち11カ月任用しまして1カ月退職するという形でつなげていくというような運用をしております。ただこれも行政運営の執行につきまして、若干難しいところあるということで来年度から基本的には6カ月任用して6カ月更新すると、更新の2回目になるときに1日いわゆる空白期間を設けると、なおかつ年末年始については任務をする必要がないということで年末年始についても数日、最低1日あけるというような運用をしていきたいというふうに考えてます。なおかつ社会保険、あるいは年次有給休暇につきましては、これまで年度ごとの取り扱いとしておったところなんですが、こちら引き継いでいくというような形で取り扱い、運用していきたいというふうに考えております。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 今の公務員法の関係については後から総務のほうでまたお聞きしたいと思ひます。

保育所の今のゼロ歳から2歳児のことについては、今の総務課のほうからの答弁がありましたけど、そういう形でやられるということですね、それでもう一応決まったということですね。申しわけないんですが、7,800円というのが8,100円になったということなんですが、担任の9,600円は同じなんですか。臨時のとこだけが300円上がったということなんですかね。担任と担任以外というのがございますよね。ここの担任は同じなんですか。今言われたの担任以外ですよ、7,800円を8,100円、保育士の担任というのは9,600円になってますけど、ここは同額ですか。

○山崎委員長 職員秘書係長。

○柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 担任はそのまま9,600円、担任以外を7,800円から8,100円に上げるということでございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 今の臨時職員等の賃金等については総務のほうでまた質問させていただきます。とりあえずそういうことで、4月から1日休みということをやっていただくということで非常に喜ばれると思います。私も廿日市とか竹原とかいろんなところちょっと聞いたり、労働局も監督署もいろいろ聞きました。法的にどうかということを広島県にも聞きました。それはまたにしまして、特に今のように保育士さんは本当にいないんだと、各市町が大変苦勞しておられると。これちょっと民生とは関係ないんですけど、今臨時のこととかに関しまして、廿日市さんは今の通訳が宮島という世界遺産がありますんで、やっぱり通訳が必要だからというんで、それも臨時でいろいろ募集しとつても、なかなかいないからこれ継続にしておるんのですというようなことも言われておりました。だからそういう資格を持つとる方を継続して雇用するということは、法律との絡みもありますけど、非常に難しいことだと、それから今の保護者さんの評判がね、今の先生は非常に臨時の方も含めて、よくやっていただいておりますということをお聞きしてますんで、お伝えいただきたいと思います。

それからもう1点済みません、児童館のところですけど84ページ、栗谷児童館は今どういう形になつとるんでしょうか。この現状ちょっと教えていただきたいと思います。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 栗谷の児童館は現在休眠状態ということでなっております。ただ建物の維持、あるいはその周辺の地域の方々がグラウンドゴルフとかゲートボールとか、あるいは午前中ありました診療所の関係もありますので、それで維持を地元の方をお願いしているところです。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 今、総務課長をしておられる米中さんが福祉課長のときだったと思うんですけど、これの使い道といいますか、利用方法については今地元と協議したいと何年前前に言われたんですが、その地域に委託するとかお貸しするとかいう考え方はそれ以降ないんですか。今のゲートボールは今までもずつとしておられたんですが、私施設そのもののことを聞いておるんですが、その辺はどうなんですかね。米中さんが担当課長のときには地元と協議して何とか利用方法を考えますという、何年もたつとるんですが、その辺の答えは出てないんですかね。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 その分について、同様の答えになりますけども、地元の利用方法と言いますか、それについて連合会の会長さんと年に数度、利用についていろいろお話はさせていただきますけれども、現在具体的な利用についてはございません。ただ福祉課といたしましては、保育所の再編計画の中で今後児童館についても考えてまいりたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ぜひともその計画の中に入れていただきたいと思うし、あのまま使わずにずっとそういう建物がありますと、やっぱり建物だめになりますよね。地域にお貸しするんなら貸すように、自治会でいい案がなければ民間でいいのかどうかわかりませんが、その辺も含めてせつかくの施設ですから、それをあのまま空気の入替えぐらいいは、窓あけるぐらいいはしとられるんかどうかわかりませんが、せつかくそういう施設があるのにそのまま放置されとるといのは余りいい状態じゃありませんので、連合会長だけのところに行かれてもなかなか知恵は出んかかわかりませんが、広く知恵をかりてそういう施設がせつかくあるわけですから、有効な使用方法をぜひとも早急に考えていただきたいと思ひます。これは要望で終わります。ありがとうございました。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。寺岡委員。

○寺岡委員 それではもう1点、78ページの子ども・子育て支援事業計画推進事業です。これから認定こども園について伺いたいんですけども、これは1枚めくったところにある市立保育所運営管理、また私立保育所委託事業、このあたりにも絡んでくると思うんですが、子ども・子育てで言えば支援事業計画で、保育のサービスの充実で保護者のニーズに合った多様な保育サービスの充実に努めますと。これ子ども・子育て支援法のほうにもこれを目指してくださいさねというふうなものは、たしか条文が載ってたと思うんですが、今後の主な事業で認定こども園という名称も挙げておられます。その中でも国においてこども園の普及が進められてることを踏まえ公立保育所のあり方について研究していきますと。今後28年すぐにといいふうにはもちろんいかなうと思うんですが、保護者のニーズ、保育ニーズ、このあたり踏まえて今何か動きはいかがですかね。全国的にやっぱり認定こども園の数ふえてきてるようですが大竹ではいかがですか。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 この制度が始まりました認定こども園の件でございますけども、お隣の山口県、とりわけ岩国市あたりは動きは本当に速いという、とりわけ認定こども園という中でタイプが幼稚園と保育所の中でタイプがツータイプあるんですけども、本市においては動きとしましては確実ではありませんが移行というのを民間の幼稚園さん、そして民間の保育所のほうも、いわゆるこれ県内どちらかというところと広島県の西部、どっちか言うたら認定こども園の動きが非常に、先ほどお隣の山口県のこと申し上げたんですけども、ちょっと余り動きがないんですけども、さかえ保育所であるとか知恩保育所であるとかいうところ、そういうところについても28年度ということじゃないんですけども、数年先を見て認定こども園化の動きは民間のほうではあるようです。公立保育所についてということにおいては今具体的に持ってはないんですけども、公立保育所の再編計画の中では今後国のこういった認定こども園化に伴って考えていきますというような表現はさせていただいてるところでございます。以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 変化しつつあるところもあるというふうな受けとめたいと思ひます。

先日ある子ども支援センター、3つある中の1つに伺って、ちょっと保護者の方のニー

ズというのを私なりに伺ったところ、やっぱり働いている御家庭のお母さん方、保育所に預けると。専業主婦をされている働いていないお母さん方は子供たちと一緒に支援センターに来ていると。健全な保育の1つの形ではあるとは思いますが、正直預けるところが幼稚園系ですよ、専業主婦の家庭でも預けられるところが限定されてると、選べるような格好があってもいいんじゃないですかねというふうな御意見を頂戴しました。子ども・子育て、今後の日本の国としての動きの中でいろいろなニーズに合わせていきたいというふうなうたっておりますし、前向きに検討していく余地はあるかなというふうに思います。

先ほどの課長さんのお話の中では支援事業計画もそうなんですけれども、市立保育所また私立でも動きがあるということなんです、そのあたりは市としては具体的な動きが見えてきたときに後押しというか、そういうことというのはやってくことになるのでしょうか。委託事業にしても契約の内容もまた変わってくるでしょうし、そういったことも起こってくると思うんですが、今のところ方針はいかがですかね、もう一回ちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

○山崎委員長 福祉課長。

○吉原福祉課長 認定こども園の動きというのが、もちろんありましたら先般附属機関のほうで御提案しました大竹の子ども・子育て支援の委員会の中でこういったことを諮るようになっておりますので、その中での保護者の代表といいますか、保護者の方々の意見、事業所の意見を聞きながら認定こども園に向けて考えていきますけれども、市としましたら従前であればこういったことを、制度が変われば、例えば幼稚園さんは認定こども園となると、やっぱり施設の問題も出てまいります。具体には調理室であるとか部屋の問題とか、そういった分での国庫補助等の問題について、また以前であれば市のほうの幾らか補助という形も要綱なんかでつくってるもんがございますけれども、具体的そういうお話がありましたらそういう施設的な部分での支援をどのようにしていくかという、国の制度、その部分と合わせてどういう形でというのを相談に乗っていくという形になるのかなというふうに考えてるところです。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。いろいろな可能性というのを探っていくって大竹の子育て世帯にとって何がいいのかという理念もしっかり練っていただきながら、一つ一つ施策に反映していただけたらというふうに思います。引き続きよろしくお願いします。終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

それではほかにないようでございますので、2回目の質疑を終結いたします。

これより3回目の質疑に入ります。3回目の質疑はありませんか。

ないようでございますので、3回目の質疑を終結いたします。

以上で第3款民生費の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

15時01分 休憩

15時10分 再開

- 山崎委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。
第2款総務費の質疑に入ります。
第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。和田委員。
- 和田委員 46ページですか、2点ほど質問します。エレベーター耐震修繕工事ですか、3,400万の予算と、もう1点は53ページ、防犯カメラの備品購入がありますが、2点ほどお伺いします。
まず1点目の本庁のエレベーター耐震修繕工事ですが、これいつごろ入る予定なんですかお聞きします。
- 山崎委員長 総務係長。
- 丸茂総務課総務係長 エレベーターの改修工事の日程につきましては、4月に入札を行いまして、それからすぐ工事に取りかかろうと思っておりますが、部品の供給が28年9月に終了いたしますので、それまでに9月までに完成する予定で4月から事業を進めていく予定としております。以上です。
- 山崎委員長 和田委員。
- 和田委員 それに関連しまして、今のエレベーターの保守点検を別に予算を125万ぐらい組んでいますが、これは必要なんですか。
- 山崎委員長 どうぞ。
- 丸茂総務課総務係長 エレベーターの保守点検業務委託料につきましては、9月までは現在のエレベーターの保守点検を行いまして、10月からリニューアルしたエレベーターの保守点検をする予定になっております。以上です。
- 山崎委員長 和田委員。
- 和田委員 済みません、もう1点ほど。53ページの備品購入費で防犯カメラの購入で150万ですか。設置場所はわかってますか。
- 山崎委員長 自治振興課長補佐。
- 三上自治振興課課長補佐兼自治振興係長 場所につきましては小方学園の交差点、広島側の交差点を予定しております。以上です。
- 山崎委員長 他にございませんか。末広委員。
- 末広委員 ページ数で申し上げます。47ページの公共事業再評価事業と43ページに入っていて職員研修事業、この2件についてお伺いいたします。
公共事業再評価事業なるものの本年度の案件の御予定をお聞きしたいと思います。一般質問でもさせていただいた職員研修事業についての具体的な内容についてお教え願えればありがたいです。以上よろしくお願ひします。
- 山崎委員長 企画財政課主幹。
- 三原企画財政課主幹兼企画係長 公共事業再評価の関係です。事業評価監視委員会にかける案件は、大竹駅東口広場整備事業ということで、今年度概算を出していただいておりますので、それができ上がればこちらの工程に入っております。
- 山崎委員長 どうぞ。
- 柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 それでは職員研修についてお答えいたします。通常

職員研修は、派遣研修と独自研修と2種類ございます。派遣研修につきましては、例えば公務員中央研修所あるいはアカデミーそういったところ、それから県の研修センター、そちらのほうに派遣して研修をするという方法と、もう1つは大竹市独自でやっておる研修ということでございます。今年度につきましては、主に人事評価の関係と評価者研修を行っております。例年例えばハラスメント研修であるとか接遇研修であるとか、そういったことをやっておるんですけども、今年度は評価者研修に予算が必要でしたので、来年度はここにあります予算で手数料というのが100万ほどあると思うんですが、これが来年度増額させていただきました。ということで、評価者研修それとあわせてそういった接遇研修なりハラスメント研修とか、そういったことも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○山崎委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。今のこの2つは事業内容として全く関連性がないようにお見受けするんですが、私は大竹市のホームページで事業評価なる言葉で検索してみますと、この再評価事業が出てきました。恐らくこういう公共工事の再評価実施要領に基づいて平成11年に施行された内容が19年、20年に一部改定されながら動いている事業の一環だと思うんですが、公共事業というよりも事務事業ですね。多分30億の公共事業でしたら、この評価委員会なり、もう1つ再評価ではなくて事前評価制度まであるんですね。公共事業でしたら。しかしながら事務事業については事業評価制度が見当たらないんです。昨年秋口までに大変な御苦勞で後期基本計画とまち・ひと・しごと創生の総合戦略と、こういう戦略施行のイベントが起きましたけども、その中にさまざまな事業内容に基づく目標値、事業評価の指標その他を各事業単位ごとに設定いただいているんですが、それをつぶさに全部を一件一件確認するというか、指標ないしは目的の本質がどこにあるかを私なりに一件一件ジャンル分けをしてみました。そうしますと、どちらかといいますと、きょう予算委員会なんであれですけども、財政主義で予算を執行するその成果ではなく、執行指標が多いんです。何件執行するか、当然民間企業と違って財源がある事柄に対してでしか事業計画を組めないわけですから当然ながら財政主義になります。それをどう執行するかという執行主義でものを考えざるを得ない。しかしながら事業は成果が上がるかどうかだと思います。何件執行したかではなくて、どれだけ成果が上がったかの指標がふえてくることが、これから行政組織の評価に対する考え方が少しずつ構築されるだろうと思います。それが長期にわたって今回スタートする人事評価制度の評価者研修から始まって、そういう価値観が過去の平和な日本を、この大竹市を築き上げてくださった成功事例の価値基準から、新たな時代に向けての新しい価値観の評価基準ないしは判断基準ないしは目標設定が成しえるように変わっていくだろうと思うんです。これはまだスタートしたばかりですから、一般質問でも評価者研修のお話伺いましたけども、あのときに皆さんに見ていただいたグラフは20年前から急激に法改正、制度変更が行われてます。ということは今執行部におられる皆さんは、恐らく40歳か35歳ぐらいのころから変わり始めた組織です。その中で評価基準がまだ過去の評価基準に基づいて、優秀だとされた評価基準に基づいた方々が今執行部になってらっしゃる。その方々の評価基準に対する考え方が切りかわるのは大

変難しいと思います。しかしながらこれをスタートしない限りは、新しい評価制度に基づく目標設定管理や人材育成の制度にはつながっていかないと。ぜひとも全体の予算からすれば研修費用の金額が微々たるものですが、恐らく日々人事評価システムを動かす中で、お一人お一人との面談とか日々の業務を通じてのOJTを通じて徐々に新たな時代の行政組織のありように向けての変革がスタートし始めるんだと思うんですが、絶対に変わってはいけない公平・公正とか社会的正義とか、そういう価値観をきちっと守りながらなおかつその価値観の中にも影響がマイナスで出てくる要素、ここをいかに評価者と被評価者の共有した意思疎通というんですかね、そういうものを見出していただける評価者研修のスタートを切っていただいて、ぜひとも新しい時代の行政組織のありようを市に構築いただければありがたいと思います。予算対比で言えば大変大きな成果が上がる可能性のある予算だと思えますので、ぜひとも有効に活用いただきたいと思えます。ありがとうございました。

○山崎委員長 要望ということでもいいですか。

他に質疑はございませんか。藤井委員。

○藤井委員 お願いいたします。予算の概要の8ページの義務的経費2,300万1,000円、これは減額されたということが出ております。この件についてお願いします。

それと予算書のほうですが、39ページの個人番号対応システム導入業務委託料253万6,000円。続きまして予算書49ページの番号制度システム整備事業委託料2,157万円。続きまして52ページ及び概要の16ページ、地域公共交通整備事業9,438万2,000円。続きまして予算書の60ページ、参議院議員選挙の1,918万2,000円についてお尋ねしてまいります。

まず義務的経費、予算の概要の8ページですけれども2,300万1,000円、これが昨年の国勢調査の年で、この国勢調査の調査員の報酬だろうと思います。それがあって本年は人件費がその分0.9%減額したというふうに書かれております。これは決算のほうになるのかもわかりませんが、ここに記載してあるので教えていただきたいと思えます。国勢調査をしていただく人を選ぶ基準、これはどのような方法で選ぶのですか教えてください。それと1人の方が何件かを受け持つて行うのでしょうか、どのような配分になっているのか、また何名の方がこの調査に当たったのか教えていただきたいと思えます。お願いします。

○山崎委員長 企画財政課広報統計係長。

○川村企画財政課広報統計係長 国勢調査員の選定基準でございますが、これまで過去にいろいろ基幹統計調査のほうを調査員としてお願いしておりました方に国勢調査のほうもお願いする、あとは自治会のほうに国勢調査をやっていただける方をお願いしております。具体的に数のほうを今持っておらんのですが、調査区を設定して1人当たり件数にして1,000件というわけにはいかないもので、100件、200件あたりで件数のほうお願いしております。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。1人が100件ということは1万2,000世帯、120人ぐらいの方がされたというふうに考えてよろしんですかね。それで報酬基準というのがあると思えますが、これは大体1件についておおよそどれぐらい、100件であれば1件当たりの

100倍の報酬が1人の方に支払われているというふうに考えますが、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。それとこの報酬については、全部市町の持ち出しになるのかどうかお尋ねします。

○山崎委員長 吉岡企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 まことに申しわけございません。国勢調査については27年度予算でございますので、今手元に資料がございませんので基準等につきましてまた下に取りに行ってお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 申しわけございません。それでは39ページ、49ページ、これちょっと私意味がよくわからないからお尋ねするんですけども、個人番号対応システム導入業務の委託料253万6,000円と番号制度という表現がされているんですけども、システム整備事業委託料2,157万円、これの関連とこれが同じものなのか全く違うものか、私自身こころあたりをよく理解しておりませんので、ここを説明していただきたいと思います。番号制度が今度個人番号のそういうシステムの1つのラインの中の別々の金額かどうか、私はそういうふうに解釈しているのでお尋ねしているんですけども、そこわかるように説明してください。よろしくお願いいたします。

○山崎委員長 柿本職員秘書係長。

○柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 それでは39ページのほうから、こちらの職員用でございます。職員に支払われる給与の源泉徴収票あるいは給与支払報告書、それから個人事業主に支払われます報酬等の支払調書に個人番号をつけて発行するという事務が必要となっていてまいりましたので、こちらの業務を行うためにシステムを構築するというところでございます。以上です。

○山崎委員長 企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 番号制度システム整備事業委託料でございますけれども、現在基幹業務につきましては、外部のシステムを利用するというところでやっておりますけれども、そちらのほうのシステムの改修がまだ残っておりますので、そちらのほうの対応をしていただく予算ということになります。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 まだ余りよく理解していないんですけども、個人番号制度というのが1月から始まりまして、どんどん手続が進んでいる状況であろうと思います。最近コンピューターのセキュリティーの油断やら取り扱いの職員のパソコンから侵入されて多くの情報が流出する事件が起こっているというニュースを目にしております。2013年に農林水産省への標的型攻撃、2015年には日本年金機構まで攻撃を受け大量の個人情報が流れ出しております。自治体においても長野県の上田市で攻撃を受けております。マイナンバー制度の導入で一般利用者、自治体、政府の回路というのが生まれまして、新たなリスクの発生が考えられると専門家の間では指摘されております。世界中のハッカーというのは一番弱いところから攻めてくるという専門家の言葉もあり、マイナンバー制度の導入の手続に当たりセキュリティーについて担当部署の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎委員長 企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 マイナンバー制度、本格的な開始が昨年10月からということで、実際の番号の利用がことし1月からということになっております。一番大きな肝となります情報連携というのが今から始まっていくということなんですけども、予定では来年以降ということになっております。その情報連携するに当たりまして、それぞれの機関がマイナンバーの情報、個人情報を持っておりますので、そちらについて対策をしっかりとるということになっております。基本的なやっておかなければならないことというのが、1つは情報の流出を徹底的に防ぐということで、マイナンバーを使うシステムネットワークなんですけれども、こちらと他のネットワークとの切り離しということをやってくださいということになっております。こちらについても3月の補正予算のほうで予算を計上させていただきまして、28年度中には対応したいというふうに考えているところでございます。

それからもう1つございまして、この情報連携につきましてはLGWAN回線、これは自治体と国とを結んでいるネットワークになるわけでございますけれども、こちらと他の業務とのネットワークの切り離しをちゃんとしてくださいねということになっております。こちらにつきましても、3月の補正予算の中に予算を計上いたしまして、28年中には対応したいということで今準備をしているところでございます。

それから従前どおり市内のLGWANにつながっているネットワークと、それ以外のインターネットに接続しているネットワークがございまして、これは従前も大竹市においては切り離しをしておりましたけれども、このあたりについては引き続ききっちりと切り離しができるような形のものやっつけていこうということにしております。

それから最後に残されたインターネットがどうしてもどこかと必ずつながってまいりますので、そことの切り離しに対してどういう安全対策をとるかということが今残っております。こちらにつきましても県のほうで各自治体のインターネットにつながるサーバーを一旦県のサーバーを経由してということでチェックをしていこうというような仕組みを、恐らくこれは県のほうにおいて整備いたしますので、県のほうの予算措置をされて27年度補正で組まれて、28年中には対応されるというふうな運びではないかというふうに考えております。一旦そういった対策をとっていくということで、情報の流出をきっちりと防ぐように、できるだけ絶対ということはないかなと言いきれませんが、そこはしっかりと軽減していけるように対策はとっていこうということでございます。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。私たちは国や行政にお任せしているという立場でございますので、個人情報の流出には十分に注意を払って今後とも取り組んでいただきたいと思います。

委員長、次にします。

○山崎委員長 広報統計係長。

○川村企画財政課広報統計係長 済みません、先ほどの国勢調査の件でございますが、国のほうで示されております指導員報酬のほうを御説明させていただきます。1つの調査区を担当する場合は約3万8,000円で、2つの調査区を担当する場合は約7万3,000円、こうい

うものが示されております。それで大竹市のほうで調査区のほうを243調査区に分けて162人の調査員さんに調査のほうをお願いしております。報酬の財源でございますが、市の持ち出しはございません。全て国のお金でございます。以上です。

○山崎委員長 ありがとうございます。続きまして質疑はございませんか。大井委員。

○大井委員 どこまで質問できるかわかりませんが、とりあえず自分がしたいところを申し上げておきます。

まず39ページの一般管理費、それから43ページの公文書保存活用連絡協議会会費5,000円、41ページ、消耗品のところ、それから48ページの空港整備負担金、56ページの土地鑑定評価業務委託料、これは資料提出いただきました資料に基づいてお願いします。それから58ページの選挙費、この辺でとりあえずさせていただきます。

まず一般管理費のほうですけど、資料提供いただきましてありがとうございます。臨時職員さんの関係、先ほどの例の保育士さんの一部、担任外の人が300円上がったということがありました。それから1日休みで継続していくというお話がありました。ちょっと私が申しわけなかったと先ほど申し上げたのは、これはきょう現在のいろんな臨時職員、嘱託職員さんの基本給であったり日額の給与であったりするわけですね。4月1日からどういうふうになるのかというのを請求しようと思っていて間違えて申しわけなかったんですが、これがこの中で変わるところがあれば、というのが要するに職員さんはベースアップ等があったじゃないですか、それに基づいて臨時・嘱託職員さんののが変わっていればというものをいただくと思って、間違えて請求しまして申しわけないんですが、そこをまず教えていただきたいということ。そこからお願いします。済みません。

○山崎委員長 柿本職員秘書係長。

○柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 来年度以降で変わるところというのは、金額は保育士が7,800円から8,100円になるだけです。あとはそのまま据え置きです。基本的に臨時職員の賃金につきましては、近隣他市の状況を見ながら遜色ない範囲で引き上げを行うということでございます。保育士につきましては、やはり県内他市と比較して低かったという状況があります。他の職種については遜色ない金額であったということで、そのまま引き上げずに据え置きという形をとっております。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。とりあえず保育士の担任以外のところを300円だけ上げられたということで、ベースアップは気持ちだけあったんですが、それは臨時・嘱託職員にはまだ反映されていないということですね。

それで、けさほども保育所の関係の方で保育士さんの評価も非常にいいと、1カ月休みというのがあってゼロ歳児から2歳児の方は1カ月休まれるとお母さんがいなくなったような感じになってというような声を幾つか聞きましたんで、その1カ月休みについてが今度は1日休みになると、これはあなた方も持っておられると思うんですが、総務省の自治行政局公務員部長というところから通達が21年4月24日と26年7月4日と2回来ていると思うんですよ。これに基づいて1日休みとかというのをやられたのかどうなのか、地方公務員法上6カ月、最長6カ月で12カ月というのが一応地方公務員法でうたわれてますよね。

それが今の非常によくやっていただいているんだから何年もやっていただきたいと思う反面、ではほかの臨時の職員の方は一般質問でもありましたけど、玖波の公民館の方が1カ月休まれるというので、あれ賀屋議員か誰かが質問されたと思うんですが、1カ月間が大変なんだと、いろんな方も来られて中心になってやっているんだから1カ月休みは。でも11カ月で1カ月休みしていると、県に聞けばこんなのは大竹だけですと言われたんですけど、そのとき橋村課長が答弁したのは、その次に雇うという約束はないんですと、確かに公務員法上はないんですよ、1年ですから。継続はできないと。任期つきですから。先ほど言いました総務省自治行政局公務員部長から来ておる通達、21年と26年の。これに基づいてその辺はどうなるんですか、地方公務員法とそれから今の1日休むという継続というのは、例えば保育士さんでしたら3年間産前産後の休みがありますよね。それに基づいて3年というのをしているのか、それとも任期つきというのが新しくできましたよね、この通達に基づいてそれをされてるのか。任期つき職員の場合の手続は規程・規則だけで条例変更は要らないのか、それとも地方公務員法との関係、その辺を教えてください。というのが、保育士さんだけは1日休みでいいですよと、5年でも10年でもいいですよと、そういう言い方ですよ。ではほかの方は基本的には臨時というのは1年ですよと、この辺でまた同じ庁内の中で職種によってそういう法律違反があって、法律違反になるのかならないのか、1日休みというのはもうほとんど継続ですから、その辺との整合性、この通達も含めてその辺を教えてください。

○山崎委員長 柿本職員秘書係長。

○柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 まず今の1日の空白期間を置くという取り扱い、これは保育所だけではなくて全ての臨時職員に対する扱いということでございます。これまで11カ月任用して1カ月休職期間というような形で運用してきたところです。これは社会保険を要は切りかえて、客観的に地方公務員法の最長12カ月というのを担保してきたところです。ただ大井委員さんおっしゃられましたように、平成21年と26年に総務省のほうから通知が来ております。この通知の中で、数日間の空白期間をあけている状況では社会保険とか年次有給休暇とか、これは継続することができますよというような通知の内容になっています。ということで1カ月間空白期間を置いておったということで、やはり行政サービスの継続という意味で支障が発生しておったということも事実でございます。なおかつ1カ月の空白期間の中で、社会保険と切りかわると、年休も引き継がないという状況ではやはり臨時職員、サービスを提供していただくという中でやはりこれは処遇として反映していく必要があるだろうということで1日ということにしようとしておるわけです。この1日ということなんですが、御承知のとおり地方公務員法、6カ月任用して更新で最大6カ月で最長十二月というふうな規定があります。要は地方公務員法にこの規定しかないわけでございます。ですから仮に同じ業務を12カ月を超えてしようすると、この通知にもありますように新たな任用というような形もあるんですけども、客観的に見ましたときに同じ業務であればこれは更新に当たるだろうというふうに考えております。ということで、更新は1回しかできないという規定でございますので、更新が2回目に当たるときには1日の空白期間、退職期間を設けることで引き続きの運用をしていきたいというふうに

考えておるところです。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 大竹市には顧問弁護士がおられますよね、これは法的に問題ないんですか。例えば廿日市で1年ぐらい前に聞いたときには、前にも質問しましたが、500人待ちぐらいだったと。臨時職員の登録が500人くらいしてると、それで500人の方から私はいつになったら採用されるんですかねと言ったら、最長1年ですから1年で全部やめてもらうんだというんで、いや大竹市は実は11カ月で1カ月休みですよと。そうですか珍しいですねという話があったんですが、その辺の顧問弁護士さんと含めて全員を1日休みでずっと継続して、これだったら必要であれば5年でも10年でも。これが今の地方公務員法の6カ月あるいはもう6カ月で最長1年ということに、社会保険を基本に考えるのではなしに、法律を基本的に考えるべきではないかと思うんですけど、その辺大丈夫なんですか。

○山崎委員長 柿本職員秘書係長。

○柿本総務課課長補佐兼職員秘書係長 地方公務員法では、6カ月任用して更新が1回で6カ月で最大12カ月しか雇うことができないというふうに規定しております。ということは引き続きと、12カ月を超えて引き続き任用することを予定していないというのが地方公務員法の規定だというふうに考えております。では5年、10年そういった形で引き続きできるのかどうかということがあります。確かにこのことも、同じ人がずっと続けていくということは、これも弊害があるというふうにも考えております。ということで、これは追加になるんですけども、3年間は公募をせずにそれぞれの任期ごとに勤務の評定で、勤務成績の実証というふうに言うておりますけども、そういったことをやった上で基本的には公募でやるんですが、3年度の間においては引き続き勤務の評定という形で勤務成績を実証すれば、公募することなく任用するというような取り扱いにしたいというふうに考えております。

このことは、国において年度内において任用できる期間業務職員という制度があろうかと思えます。この期間業務職員については基本的には原則公募なんですが、公募をせずそういった勤務の評定ということをするれば、2年度間、2回は公募なしで更新できると、改めて任用できるというような規定がありますので、それを参考に基本的には公募なんですが、勤務の評定を行うことで基礎能力の実証をした上で、3年度間は引き続き任用できるというような形の運用にしたいというふうに考えておるところです。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 私がいろいろ聞いているのは、大竹市がこうしますというのではなく、私が言うのは法的に大丈夫かという話をさっきからずっとしているんですよ。だから県に聞いて、これも今の通達もいただいた以上、今それをするには任期つき職員の任用というものにかえないとできないんだというふうに私は県から聞いてるんですよ。そこが、大竹市はこう思います、こうしますというの一応法律というのが最上位にあるわけですから、その法律に基づいてできるのかどうかということ、それから今のように全員されると言われましたよね、要するに。この任期つきでも3年から最長5年と書いてあるわけですよ、去年来ている総務省の行政局公務員部長から来ている通達でも。任期つきの職員制度の活用にし

たらどうですかと。県のほうに聞きましたら、あくまでも通常は1年ですと、1年でたまたまその人がどうしても継続しなければならない場合は特別ですけど、それ以外は原則1年ですと、それ以外は法律違反になりますと言われたんです。だから廿日市等は今のよう
に500人待ちで1年ごとに臨時の人をかえてると。この通達にもそう書いてあるし、県からも私はそう聞いておるんですけど、その辺、大竹市はこうしたいとかいうのではなく、法律から見てどうかという答弁をいただきたいんです。

○山崎委員長 総務課長。

○米中総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは私のほうからお答えします。今の御質問は臨時職員では法律範囲にあるので、任期付きの職員にかえてはどうかという御質問のように聞こえたんですが、今非正規職員の法的な決まり、例えば任用の決まり、臨時職員といえば先ほど課長補佐が申しましたように、地方公務員法の第22条第5項にしか書いてないんです。ここの書き方はあくまでも今職員がおって急に職員が欠員したと、そのときにやむを得ずその期間だけ職員を配置しようということなんです。ですから最長6カ月間で更新が1回しかできませんよと、ですから12カ月間しか働けないんですよということなんです。ただ時代が変わりました。今正規職員だけでは到底市民サービスを提供するというのはできない。ですから臨時職員さんあるいは非常勤の特別職員さん、この方々の御協力をいただきながら市民サービスを提供しているわけです。この状況を地方公務員法は全然想定してなかったわけです。ですから今の想定し得るやり方で地方公務員法も変えてもらいたいとは実際には思うわけですが、ただ全国各都市の状況等がありますからなかなかそれはできないんだろうと思います。ですからそれぞれ各市もいろんな考え方がありまして、大竹市のように今まで一月間クーリング期間を置くとか、あるいは10日にするとか、中にはクーリング期間がないところもあります、実際にそういう市もあります。ですからそれぞれの市が非常に苦勞しながら地方公務員法をそのとおりにやりたいんだけど、ただ現場の声もあるし、市民サービスの提供が低下してはいけない、いろいろな苦勞をしながらやっている状況でございます。その中で今回大竹市も県内各市いろんな状況を聞きました。法律違反になってはいけませんので、当然のことです、公務がやることですから法律違反になってはいけませんので、いろいろ考えたところ基本的には現在の地方公務員法の中にはそういう具体的な情報が全くないわけです。その中でいかにできるようにしていくかと言ったら、今のやり方が今の時代には一番合っているのかなということで、内部でいろいろ協議した結果こういう取り決めにしたものでございます。以上でございます。

○山崎委員長 次に質疑はございませんか。田中委員。

○田中委員 1点は46ページになりますが、地方創生事業基金の積立金の件と、それから49ページ、交通安全対策、それから53ページの防犯カメラの設置のことについて、それから59ページの選挙の啓発運動、60ページの広島海区の漁業調整委員会選挙についてお聞きさせていただきます。

まず最初にまち・ひと・しごと創生についてなんですけども、これは大竹市も去年の10月に総合戦略等々を大変忙しい中、後期基本計画等も同じ時期でございましたので大変な思いをされて計画をつくっていただきました。それで今、日本全国いろんなまち・ひ

と・しごと創生関連について、国の交付金を活用していろんな事業、取り組みをしております。皆さんも御存じだと思うんですけども、ただいろんな報道を見ますと、この交付金の申請には自治体によって物すごく大きな差があるというふうに言われております。本当に知事とか首長が本気になって取り組んでいるところと、そうでない周りの自治体の様子を見ながらというふうなところと、いろんな差が出ているようであります。大きく分けて私どもが手にした分では、モデルの先行型自治体であるとか、それら先行型息切れ自治体とか、あるいは後発型エンジン全開自治体とか、あるいは後発型の堅実自治体とかいろいろ呼び方をされておりますけれども、しっかりと計画を立ててこの国の制度を活用しているということもあります。単年度ではなくこれから何年かにわたって引き続きこういった交付金を受けられるというようなのもあるみたいでございます。新年度の予算の中で、この地方創生先行型交付金とかあるいは加速化の交付金であるとか、いろんな呼び方がされそれぞれの予算が国のほうではあるんですけども、これについての取り組み、僕は今回のこの制度については例えば大きな事業、大竹市としては今回のこの交付金を利用してこの事業に取り組むぞというふうな形であるのかなと思ったんですが、以前一般質問か何かのときに同僚議員が昔栗谷のマロンの里のところに温泉をというようなこともあったけども、そういうことも考えてはどうかという発言があったと思うんですけども、何かそういう特化したような事業を大竹市で取り組むのかなというふうに私自身も思ってたんですけども、ただ今回の新しい新年度予算の中にこれなんだという、私としては大きな事業というのが見えないんですけど、ただ、あたたかあたたか基金、僕はあたたかというのが言いにくいから、あつたかあつたかというほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そういう基金もあります。いろんな形でのそういうのもわかるんですけども、本市としてこの交付金を活用しての大きな事業というものはどうだったんだろうかなと思うんですけども、それについて本市の取り組みについてお聞かせください。

○山崎委員長 企画財政課主幹。

○三原企画財政課主幹兼企画係長 交付金を使った事業ということでございます。27年度、地域住民生活緊急支援交付金ということで、基礎交付ということで2,700万程度いただいております。今年度のことなんですけど、玖波西口駅舎の管理であるとかホームページの更新、保育所の備品整備、メールシステム、こういったものを整備してまいりました。続いて10月までにつくってということでタイプ2という交付金もいただきまして地域福祉支援システムと地元商店活性化事業ということで、この2事業を進めてまいりました。さきの3月補正のときにまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載された事業で、いろいろな条件を満たすものということで加速化交付金、これを2,400万、小方のまちづくりの構想、こういったものについて要求させていただいたところです。

来年度につきましては、まずそちらを進めさせていただいて、今また言われました推進交付金というのがあるんですけども、これは今から準備を進めてまいりまして、できれば補正での対応を考えていきたいと思っておりますが、確実なものというところまではいっておりません。やはり有利な条件での交付金というのは使っていきたいと考えておりますので、今から検討を重ねてまいります。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。いろいろと事業に入れているんだというお話でございました。それで他の自治体の話を聞かせてもらおうと、国から人材を派遣してもらっているような計画と一緒に地元の人と立てるとかそういう動きもあるようですし、そのことがかなり地元の人では気がつかないような、例えば大竹市のテレビでもありましたけども、まちおこしではないけどもそういうものを探していくとか、いろんな形でそういう国の力、人材の力をかりるといっても私はいいいのではないかなというふうに思っております。これからまだまだ終わりではありませんので、しっかりといろんな有利な交付金の活用というものに向けて全力を挙げていただきたいと、これはそれぐらいにしておきたいと思えます。

それで済みません、2番目の交通安全対策について伺います。皆さんも御承知のとおり青木線の混雑が最近非常に目に余るものがあると、私だけではないと思うんです。あの青木線の小方のセブンイレブンの前、それから小方学園の東口、いわゆる黒川のほうからの登り口のあの信号、そしてもう1つは三ツ石の方面からの小方学園の入り口、いずれも歩車分離型の信号になっております。この歩車分離型の信号になってから非常に混雑しております。渋滞しております。特に夕方なんかは、ひどいときにはゲイナンハウスの近くまでずっと玖波方面に向けての渋滞があるというようなこともありますし、青木線の玖波の方面から来て三ツ石のほうに上がるときの右折レーンが2台か3台ぐらいいしかありませんし、黄色になってもどんどん入ってきますし、非常にあそこ混雑する、危ないなと思うんですが、反対に小方学園東側とか三ツ石のほうになりますと、歩行者もいない、車両もない、それなのにきちっと分離型の信号がずっとついている、朝から晩まで土曜も日曜も関係なしということで、何とかならないんだろうかというように思うんですが、これは人命を守るためのそういう交通安全上からいけば仕方がないのかわかりませんが、恐らく僕だけではなく皆さんもそういうことは思っているんじゃないかと思うんですが、正直皆さんの感想を聞いてみたいと思うんです。いかがでしょう。あの歩車分離型の信号については、どのようにお考えですか。よかったと思われるのか、それともしょうがないと思われるのか、いやあのほうがいいんだと思われるのか、お願いします。

○山崎委員長 自治振興課長補佐。

○三上自治振興課課長補佐兼自治振興係長 小方学園の出入り口、広島寄り三ツ石側の交差点につきましては、旧大願寺を造成するときに地元の方と協議をされたというふうに聞いております。新町陸橋の交差点なんですけど、確かに歩車分離になりまして渋滞がありました。たしかゴールデンウィーク明けぐらいだったと思うんですけども、警察のほうから混雑が激しいということで若干時間を縮めたということは聞いております。ただ、現在渋滞が解消されているという状況ではありませんが、警察のほうで改善はされたという話は聞いております。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 感想はと言ったんですが、感想は言いづらいのかもわかりませんが、恐らくそれ以前と比べて七割、八割の方は大変な渋滞だなと思ってらっしゃると思う。いやいやこ

れで安全だなど思う人もいらっしゃるかも知れませんが、私ごとなんですけど警察のほうに行かせていただいて話をさせていただきました。人命尊重ということで、狭い日本こんなに急いでどこへ行くではないけれども、標語があるようにやはりもう少しゆとりを持った運転を心がけてくださいということでした。それはわかります。ただ時は金なりではないけれども、本当に赤でとまって右からも左からも1人も歩かないし、車も来ないのに信号をずっと待つというのはこれは非常に長く感じます。私の考えなんですけども、これを半感应式という信号がありますよね。車が来たら信号が変わるあの小方の郵便局のところもそうなんですけど、ああいう形の信号にしたらいいのではないかと思うんですが、執行部の皆さんは市民のそういう交通のことを考えたら、全然何も考えられないんですか。警察のほうに相談に行ったんだと、ちょっと信号を長くしたんですよというような話ですけども、正直なところ皆さんどうなんです。あの信号はあのままでいいと思ってらっしゃる。僕責めるわけでも何でもありませんけど、どうしようもないのなんでしょうがないんですけど、何かその感想があるでしょう。私はこう思いますよという、ちょっとそれを聞きたい。

○山崎委員長 感想ということでございますが、大変難しいお話かと思うんですが、教育長ひとつよろしくをお願いします。大石教育長。

○大石教育長 非常に難しい質問をいただきました。実際私も車であそこの交差点を通っている1人でございます。渋滞があることは重々よく承知しております。反対に保護者のほうから子供が安全になってよかったねという声があるのも事実です。だから渋滞で本当に困っている、そういう声もある、また安全になったという声もある、どちらを取るかという形になるんだろうと思うんですが、実は私も大竹警察署の方と話をして今のように時間を変えたということはお聞きしました。本当はそれ以上の例えば通学時間だけ少し変えるとか、そういうようなことができないかということも聞いてみたんですが、やはりそれは大変難しそうなので、現時点ではいたし方ないのかなというのが正直なところでございます。多くの人の声によって警察のほうはどう動いてくれるのか、そのあたりで変わってくるのかなと思っております。以上でございます。

○山崎委員長 企画財政課主幹。

○三原企画財政課主幹兼企画係長 先ほど答弁の中で加速化交付金を3月補正にしたお話をさせていただいたんですが、これは国の交付金を使って事業をしようと考えておまして、現在申請はしているんですが、まだ交付決定はいただいておりますのでつけ加えておきます。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。寺岡委員。

○寺岡委員 ほかの委員の方と質疑がかぶってくるかと思いますが、私は1点ですので御勘弁いただきたいと思います。59ページの選挙費関係です。主には60ページの参議院議員選挙のほうから啓発と期日前投票所、このあたりで伺いたいですけれども、一言で言わせて提案です。大竹高校に期日前投票所が置けないかなということ。いろいろ法律や制度の問題などあると思うんですが、まずそれを選挙管理委員会、事務局ではなくて選挙管理委員会のほうで御検討ができるものなのかどうか伺いたいというふうに思います。ほ

かのまちだと大学などあれば、18歳以上の動きの中でもう既に大学に設置する方向で考えているとかいう事例も聞きます。まずそれが公立高校で可能なかどうか、検討できるのかどうかを伺いたいと思います。

○山崎委員長 総務課長。

○米中総務課長併任選挙管理委員会事務局長 もちろん法的には可能であるというふうに思います。ことしに入ってからでしょうか、熊本県内のどこかのまちの高等学校の中に期日前投票所を次の参議院選挙から設けるといふような新聞報道もあったかなというふうに思っております。以上でございます。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ダイレクトな投票行為ももちろん期待するところなんですけども、そういったふだんから学校生活をともにしている先輩方がいつもと違う雰囲気であると。1年生や2年生に対する政治的関心、それを高める啓発に大いにつながっていくかなというふうに感じているところです。先生や学校の雰囲気そのものも変わってくると思いますし、前のページで選挙の常時啓発というふうな項目もあるんですけれども、そういったところともつながってくるものかなというふうに思いますし、学校としても教科として社会科になるのかわかりませんが、生きた教材として生徒にいい影響を与えることができるのではないかなというふうに思います。このたびの参議院選挙そのものだけでなく、今後の投票率に好影響を与えるものではないかというふうに思いますがいかがでしょう。選挙管理委員会でこういう話が予算委員会が出たという話を事務局としてお伝えしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○山崎委員長 総務課長。

○米中総務課長併任選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会のほうには委員のお話は伝えたいと思います。ただ、学校内で期日前投票を行うというのは、当然今おっしゃったように主権者教育の観点から非常に有意義であるということは私も十分認識しております。ただ、実施するには幾つかの課題もありますので、この場で少しお話をさせていただければと思うんですがよろしいでしょうか。

○山崎委員長 総務課長。

○米中総務課長併任選挙管理委員会事務局長 これまでも大竹市、期日前投票所は本庁だけで、市内に期日前投票所を設けておらない状況でございました。というのが期日前投票所を設置するためには、事務従事者のほかに投票管理者とかあるいは投票立会など最低でも5人を本庁の期日前投票所とは別に配置するという、確保するという必要がございます。次に二重投票を防止するために期日前投票所に選挙システムを使用するためのパソコンと専用回線の設置が必要ということになります。もしくはこのシステムが使用できないということであれば、期日前投票所を増設する場合、電話を使ってその選挙人が投票済みかどうか本庁に確認しながら受付をするということになりますので、大変混雑が予想されるのではないかなと思います。ちなみにこの1月12日、選挙権の年齢が18歳になるということで大竹高校で2年、3年生を対象にした選挙の出前講座を実施したところなんですけど、そのときに学校のほうからお聞きした話では、大竹市内在住の生徒は全体の2割程度ですよと

いうこととなりますので、一般的には期日前投票所ということになればその住所地の大竹市の中で選挙権のある人でないと投票ができないということになりますし、加えて大竹高校だけに通っておる方だけを対象にするということが果たしていいのだろうかということになります。実はことしの夏の参議院選挙からこれまで期日前投票所を本庁以外にも設置してくれないかという要望がたくさんありましたので、夏の参議院選挙から市内を巡回する形で期日前投票所の増設を試行する予定でございます。大竹地区では選挙運動期間中に大竹会館で2回の実施を予定しておりますので、大竹高校にも近いこともありますので、期日が近づきましたら学校と連携して対象となる生徒にはこの大竹会館に設置する期日前投票所も利用していただくように啓発を行いたいと思います。

なお、先ほどの委員さんのお話は選挙管理委員会のほうに確実に御報告したいと思いません。以上でございます。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 いろいろハードルはあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。市外の18歳の子供たちにも地元に戻られた中で、よい結果、影響を及ぼすものと思いたすのでぜひよろしく願いいたします。終わります。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。網谷副委員長。

○網谷委員 済みません、1点ほど。52ページですが、玖波駅西口駅舎維持管理事業なんです、昨年9月に完成しまして大変好評でございます。と同時に私が何年か前にあそこの図面ができたときに質問したと思いますが、駐輪場の関係ですが、そのときの答弁では東口がぁいてるんだ、東口が赤字だからあちらのほうを利用してくれということなんで、ちょっとおかしげな回答だなと僕は思いながらそれ切りになってるんですが、確かに土地はございませぬが、近隣に私の素人目には隣にいい土地があるんじゃないかと、これまた事業費の関係がありますんで、余り変なことは言えんのですが、そのようなことで駅に駐輪場がないというのはどのようなものかという市民の怒りにも似た言葉が返ってきております。その件に関して何年か前に僕も質問させていただきましたが、西口ではなく東口のほうを利用してもらえればいいんだという回答だったんですが、その回答が今でもそう思われているのかどうか、その辺のところお願いします。

○山崎委員長 自治振興課長補佐。

○三上自治振興課課長補佐兼自治振興係長 建設の際は土木課が建設をされておまして、今駅舎の管理自体は自治振興課のほうで行っております。駐輪場がないというのは聞いておったんですけども、現時点で駐輪場についての問い合わせとか苦情というのはいちのほうには入ってきておりませぬので、今のところ駐輪場の整備についての必要性は感じておりませぬ。以上です。

○山崎委員長 副委員長。

○網谷委員 市のほうに苦情として入ってないということなんです、我々のところにはよく耳に入るんです。どうということかちょっとわかりませぬが、一応これも要望になろうかと思いたすのでよろしく願いいたします。

それから、青木線または2号線、踏切からの駅の入り口、旧つぼね文房具店のところに

も大きな看板があるんですが、その手前に全然ないんですよ。青木線から出たところからと踏切から来たところは。こっちに入り口があるんですが、これは僕の感じではあるんですが、余りこちらからは出入りしないようにという意味なのか、こちらからしますと出る車と一緒にるので、あちらから使用してくださいという意味なのか、その辺のどこ教えてもらえればと。それならそれで、矢印的なものをわかるように表示していただいたらと思うんですが、その辺のところ答弁をお願いします。

○山崎委員長 土木課長。

○山本土木課長 今のは自動車で広場に行くルートに関する御案内ということですかね。玖波の狭い地区といったら失礼なんです、割と地元の方が多くて今のところ特に困ってはないというふうに私も地元で思っているんですが、今のような懸念がありましたらこちらのほうで道路の使いやすさ、見やすさこの辺もう一度どんなものか検討してみて、時間をかけて調査したいと思います。以上でございます。

○山崎委員長 網谷副委員長。

○網谷委員 確かに地元の方は全然気にならないですよ。我々だったら目をつぶってても行けるんですが、確かに青木線または2号線から来られる方が玖波の人ばかりではありませんので、そういう方が迷う場合がたまにあるんですよ。そういうところもちょっと配慮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山崎委員長 要望でいいですね。

他に質疑はございませんか。

ないようでございますので、1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑に入ります。質疑はございませんか。田中委員。

○田中委員 教育長済みません、答弁しにくいことをありがとうございました。それとまち・ひと・しごとの件ですが、しっかりと国の交付金の活用について耳を高くして頑張ってもらっちゃるということでございます。今後ともひとつよろしく願いいたします。

それで交通安全、信号の件ですけども、やはりみんなの声が多ければ警察だって動くんですね、ただ一旦始めたものをやめる言うたら、かえって迷うというような話もこの前警察の署員の方がされておりました。ただそうは言ってもやはり見守り隊の方もいらっやいますし、特に青木線の東口、それから三ツ石のほうについては反感式で私は十分いけるのではないかなというふうに思います。立戸の郵便局のところを見ますと本当にスムーズに流れてますよね。そういうところもまたひとつよくよく検討していただいて、警察のほうとも協議できるようにできたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

それで防犯カメラの設置のことについてありました。これは新年度予算に上がってますが、できるだけ早く設置してほしいと思うんですが、どうですか、発注云々は新年度もうすぐできると思うんですが、いかがでしょうか。

○山崎委員長 自治振興課長補佐。

○三上自治振興課課長補佐兼自治振興係長 時期でございますが、現時点ではまだ設置場所をどこにするかというところで正確に決まっておられません。ということもありまして、決まり次第早急にしたいとは考えておりますが、時期については未定でございます。以上で

す。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 場所も早急に決めていただいて、父兄とか子供さんの安全上必要だとかいうふうに決定されたわけでしょうから、一日も早く設置していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから選挙啓発については先ほど寺岡委員のほうからも話がありました。私も18歳以上ということで公職選挙法が変わって、やはり大竹高校という話もありました。ただ確かに大竹高校の生徒自体は少ないかもわからん、地元の大竹市の人は。でも地元へ帰ればその住民ですし、特に参議院選挙は全国同時に行われるわけですから、どこにいてもそういう面では啓発はしていただきたいなというふうに思います。

それと期日前投票所、これも話がありました。非常にいいことだと思います。投票率がどんどん下がっていく中で、上がっているのはいわゆる年配者、若い人になるほど低くなっている。やはり私はそういう高校生だけではなく、小学生ぐらいからでも選挙のあり方とか選挙の仕組みであるとか、あるいは国の法律ができるまでの仕組みであるとかそういうものを自治体もしっかりと教えていっていただきたいなというふうに思いますので、これからも啓発活動については高校生だけでなしに、低年齢から国の政治のあり方とかいうことについてもしっかりと啓発運動をやっていただきたいなというふうに思います。

それで60ページの広島海区、これは網谷さんに聞いたほうがええかわからんけど、この選挙というのがよくわからないんですが、これはどういう人が出て、どういう選挙で定数とかいうのが、私も初めてなんですけど、この選挙について教えていただきたい。

○山崎委員長 選挙管理委員会事務局長補佐。

○田中選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長 海区漁業調整委員会委員選挙という聞きなれない選挙でございますが、これも4年に1回行われておりまして、平成24年度は無投票でございました。そのさらに前の平成20年には珍しく投票があったということでございます。この海区、広島海区とかがございますように、県内全域を1つの選挙区として行われる選挙で、選挙人名簿登録者いわゆる選挙人は漁業従事者に限られております。正確な数字はごめんなさい、今持っていないんですが、大竹市内ですと約250名程度の方が現在この海区漁業調整委員選挙の選挙人名簿に登録されております。大竹市内は3つの投票区に分かれて投票を行うような格好になっております。前回平成24年度は8月2日が投票日ということになってました。現在のところまだ選挙期日等は未定でございますが、毎回と言いますか大体そのころの時期になろうかと思っております。概要は以上でございます。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。これは広島県下ということですから定数は何人。

○山崎委員長 選挙管理委員会事務局長補佐。

○田中選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長 済みません、漏れておりました。定数は9名でございます。以上です。

○山崎委員長 田中委員。

○田中委員 大竹の中から委員が選出されてるんでしょうか。

- 山崎委員長 選挙管理委員会事務局長補佐。
- 田中選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長 大竹からは出ておられません。以上です。
- 山崎委員長 田中委員。
- 田中委員 長いこと大竹からはこの委員は出てないと、大井さんを初め有識者がおったんですけども、ずっと大竹はこの委員には入ってない、選ばれてなかったということです。わかりました。ありがとうございました。終わります。
- 山崎委員長 他に質疑はございませんか。藤井委員。
- 藤井委員 先ほど質問が2点ほど残っております。1点は参議院選挙のことをお尋ねしようと思いましたが、中身のことは先ほど寺岡委員と田中委員のほうから質問が出まして理解いたしましたので、ここは割愛いたします。
- 地域公共交通整備事業9,438万2,000円、ページ数が52ページについてお尋ねします。地域公共交通については、市の広報紙を通じて年間利用者の呼びかけや利用データなどが何回も記載されております。こいこいバスの利用者がだんだん右肩上がりになってふえているというものの、定員が33名ですから約半分くらいの利用率ということになるかと思えます。その他については、大きな変化は見られてなくて今後どうも格段の変化は見られないように私個人的には感じております。地域公共交通のうち幹線交通のこいこいバスと廃止路線代替バスを除いて支線交通について考えてみますと、私が思うんですが、それぞれが点で営業されていると、線になっていないというふうに考えております。線で利用するように考えれば料金が高くなる、なぜこのような形になっているのか私にはよくわかってないんですが、たびたび意見が出るのは、栄ぐるりんバスを利用して一旦大竹駅でおりてこいこいバスに乗りかえなければならぬ、そうすると料金が片道400円かかると、往復で800円かかるということで非常に高いと、そういう意見は従来たびたび出ております。高いから利用者がふえないのではないかというふうな御意見が、ここを管轄するというかいろんなことを担当するんだと思いますが、大竹市地域公共交通活性化協議会の審議の中で、料金が高いのではないかというふうな御意見はこれまでに出来なかったのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。
- 山崎委員長 自治振興課長補佐。
- 三上自治振興課課長補佐兼自治振興課係長 大竹市地域公共交通活性化協議会の中では、特に料金が高いという話は出ておりません。以上です。
- 山崎委員長 藤井委員。
- 藤井委員 地区懇談会の中で、御園台あるいは木野地区、バスを走らせてもらいたいという要望が出て聞いております。地域公共交通を走らせるためには、市民みずからがつくり・守り・育てるというふうな基本的な条件みたいなものがあり、私もそれは知っておるんですが、よく理解はしておりません。逆に考えたら、陳情なり要望なりがある程度の人数から出てこないとできませんよということだろうと思えますので、そういった新しく支線交通を設けるということは、かなりハードルが高いなというふうに考えておりますけれども、こちらあたりについてお考えを伺いたいと思います。
- それと、栄ぐるりんバスは現在実証運行中ですよ。これは非常に利用者が少なくて栄

ぐるりんバスの運行委員会というんですかね、この方々も随分苦労されているようで行き先を変えたり停留所を変えたりしてますが、なかなか利用率が上がらないというふうに考えておりますが、ここらあたりについてのお考えを伺います。

○山崎委員長 2点あったと思いますが、自治振興課長補佐。

○三上自治振興課課長補佐兼自治振興係長 支線交通の開始に当たっては特に何人以上の方がいないといけないというようなものもございません。実際2年前、油見地区の方から電話がありまして、その方と友人計6人か7人だったと思うんですが、市の公共交通の整備の考え方であるとか方針であるとかといったものを御説明させていただきました。支線交通の整備に当たっては皆さんと我々市の職員と一緒に考えていきたいと思いますというスタンスになっておりまして、地域の方が一から検討してくださいというものではございません。我々も自信持ってこうしたらいいですよと言えるものもございませんので、地区の皆さんと一緒に考えていきたいと思いますということで取り組みを進めております。ですから特に基準と言いますか、何人集まらなると支線交通は検討しませんといったものはございません。

次に、栄ぐるりんなんですけども、今実証運行中の3つの支線交通それぞれあるんですけども、中で本格運行へ移行する判断基準を現在それぞれの運行委員会で検討していただくこととしております。栄ぐるりんバスはまだ決まっておられません、現在利用促進に向けて各自治会で負担金を出されて、栄ぐるりんシール制度といったものを実施されております。これは1回乗るとシールを1枚渡してそのシールが10枚集まると粗品と交換できるというものなんですけども、そういったことで地域の皆さんが知恵を出し合って利用促進策を現在考えているところでございます。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。私は非常に単純に考えるんですが、栄町の4地区を合わせて2,359世帯、人口が4,950人、この中をぐるっと回って大竹駅まで来るという形になっておろうかと思えます。木野・元町・白石・本町・油見・新町、ここを合わせると4,217世帯ございます。人口が9,388人であり、人口の比率で見れば栄町に比較したら1.9倍の方々が住んでおられます。ということで、人口の一番多い地区をこの栄ぐるりんバスに組み込むことを考えて利用率をアップするということのお考えがあるのかないのか、そうすればバスが通っているところと通っていないところという不公平感、こういったものも同時になくなってよくなるのではないかというふうに私は考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○山崎委員長 自治振興課長補佐。

○三上自治振興課課長補佐兼自治振興係長 栄ぐるりんバスの運行委員会の中でも、大竹地区を回ったほうがいいのではないかという意見は出ておりますが、あくまで支線交通、しかも栄地区の支線交通ということで今運行しておりますので、現時点では大竹地区も回ってということはぐるりんバスの運行委員会の中では検討しておりません。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。栄地区以外の方が運行するということがあれば、有志の方々が構想というかそういったことをやれば実行不可能ではないというふうに今私は考

えております。ありがとうございます。

次に、ここ委託業務になっておりますので運転手の健康管理、このことについてお尋ねします。皆さん御存じのとおりですが、1月15日に長野県の軽井沢町の碓氷峠のバイパスでスキーツアーのお客を乗せたバスがガードレールを破って転落し、15の方が命を落としております。それと2月25日に大阪の梅田で起きた乗用車が歩道に突っ込んで大勢の死傷者を出した。重大な事故が相次いで起こっております。交通事故というのはいつでも誰でも起こし得ることであろうと思いますが、特に地域公共交通では一度にたくさんの方が利用されます。運転手の健康管理について委託先では健康診断等を行っているだろうと思うんですが、行政のほうとしてどの程度の管理がなされているかというのをチェックしているのかどうか、ここを1点お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○山崎委員長 自治振興課長補佐。

○三上自治振興課課長補佐兼自治振興係長 申しわけありません。運行会社のほうから運転手の健康管理についてというチェックはしておりません。以上です。

○山崎委員長 藤井委員。

○藤井委員 非常に大切なことなので、今後チェックをよろしくお願ひいたします。

これからますます高齢化が進んで、こういった地域交通というのは大切になろうかと思ひますんで、私たちも地域の方とお話しながら取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○山崎委員長 他に質疑はございせんか。大井委員。

○大井委員 先ほどのは時間があつたときにまた言ひますけど、資料を用意していただきました。2番の土地評価の取扱要領、56ページの土地評価業務委託料1,803万6,000円、これだと思ひますが、これなかなか難しく理解できないんですが、要するに固定資産の評価をすると、評価に当たってはこういう要綱でやるんだと、それについてはやる箇所、調査地点、それから評価は不動産鑑定士、それによって市民あるいは企業、会社等に固定資産税、土地に限ってですけど、この要領に基づいてするんだということだろうと思ひますが、これをかみ砕いて今私が言ったところで結構ですから、難しいところは結構ですからその辺をなぜ二百何カ所になったのかとか、不動産鑑定士をずっと使わなくてはならないのかとか、その辺について。それからこの1,803万6,000円、この中でそちらのほうに幾ら使っているのか、この内訳、全てが委託料ですから全額をそれに払うのか、その辺を詳しく説明していただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○山崎委員長 税務課長。

○北林市民税務課長 このたび資料要求ございました要領のほうでございすが、これは固定資産税を賦課するに当たりまして、地方税法に基づきます固定資産評価基準というのがございす。これをより詳しく個々の事項について規定しているのが今お配りしている要綱でございす。それから今回28年度予算で計上してあります1,803万6,000円、これにつきましては2つございまして、1つは平成29年度、来年度賦課のための時点修正と申しまして、土地の下落に合わせまして評価額を修正する業務、それと平成30年度には今度はまた3年に1回の評価がえがございす。このための鑑定評価が1,658万1,000円、これは3

年に1回ほどこうした大きな額が生じてまいります。これは御指摘のとおり、鑑定士さんのほうの業務委託料でございます。それで今度鑑定を委託するのが宅地で212地点、単価は7万1,280円、それから大竹市内に県が基準地を設けまして県も評価をいたしますので、そこは修正ということで3地点ほどは1万4,256円、安い額で済みます。それと山林とか農地もほうも20ポイントほど評価いたします。これも先ほどと同じ7万1,280円でございます。ということで平成28年度予算には、こうした1,803万6,000円という大きな数字を掲げてございますが、通常の翌年度賦課のための予算と、それから3年に1回の評価がえのための鑑定委託料、この2本立てでこういう大きな数字になっているわけでございます。

それから、もう1点ございました不動産鑑定士になぜ委託するのかというようなお話ですが、これはやはり地方税法の中に規定されております固定資産評価基準の中に、1月1日の地価公示価格及び不動産鑑定士または不動産鑑定士補による鑑定価格から求められた価格等を土地の評価に活用することとし、この価格の7割をめどとして評定しなさいという規定がございます。私も幾ら精通していると言われても、さすがに売買とかそういうことには疎いわけございまして、やはりどうしても鑑定士に頼らざるを得ないという状況でございます。

それから鑑定ポイント217地点、なぜこれだけ要するのかということですが、市街地には路線価と申しまして道路に価格を付すようにして賦課をしております。これが現行約2,100路線の路線価をつけてまいりますので、どうしてもこういった地点の評価が必要となってまいります。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。ですから3年に1回どうしてもこういう大きな金額を計上せざるを得ない。というのが国家資格を持った不動産鑑定士にその鑑定評価をしなきゃいけないというのが地方税法上にあるとそういうことでございますね。ありがとうございました。

次に43ページの公文書等保存活用連絡協議会5,000円というのがありますけど、この協議会、わずか5,000円なんですけど、最近できた公文書管理法との絡みとはどうなるのか、その辺教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○山崎委員長 どうぞ。

○丸茂総務課総務係長 公文書保存活用連絡協議会についてまず最初に説明させていただきますと、こちらは公文書保管法の趣旨に基づき県や市町が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書、記録類を歴史資料として保存活用することに関して会員相互の連絡と協調を図り、もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与することを目的とした協議会でございます。会員につきまして広島県庁を初め広島県23市町、合計24の団体が所属しております。会費は市が一律5,000円、町が3,000円という規定になっております。

続いて公文書管理法についての位置づけでございますが、こちらは平成21年7月1日公布され、平成23年4月1日に施行された法律につきまして、直接は地方公共団体は関係しないんですが、こちらの管理法第34条によりますと、地方公共団体は、この法律の趣旨ののっとりその保有する文書の適正な管理に関し必要な施策を策定し及びこれを実施するよ

う努めなければならないという規定がございます。こちらについて、2015年に研修等がございます。こちらでこの管理法について研修が行われております。ですから関連性といえれば関係するんですが、管理法に関して努力義務となっておりますので、こちらのほうは研修で学んだということで、直接は市町等には該当していないという判断をしております。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。今言われたとおり34条が地方公共団体で努力目標みたいな形になっていると思うんですが、この法律の趣旨にのっとりその保有する文書の適正な管理に関し必要な施策を策定し及びこれを実施するよう努めなければならないというところを今御紹介いただいたわけですね。これにつきまして、この中身については第4条に法令の制定または改廃その他経緯とか、いろんな行政機関の関係するものが載っておりますよね。これは努力目標ではあるんですが、大竹市としてはこれはあくまでもこの法律上で今からやっつけようとするのか、新たな何か別な物をつくろうとされるのかその辺の考え方は、努力目標だからとりあえず関連法の法律だけにのっとりあえずやりますよというお考えなのか、その辺の見通しを教えてください。

○山崎委員長 総務課長。

○米中総務課長併任選挙管理委員会事務局長 公文書の適正な管理をしていかなければいけないというのは十分承知しております。文書の作成から分類、整理、保管、廃棄までのきちとしたサイクルをしていかなければいけないというのは十分に知っております。それにつきましては職務権限規程とか文書取扱規程、あと文書編さん保存規程とかそれに基づいて事務を執行しているところですが、必ずしもこれが十分適切に行うというのはなかなか私も申し上げられないところがございますので、今後1つの文書管理の取り組みを1つの決まりごとしつつ、県内では安芸高田市が条例化してはおるんですが、なかなか文書管理というのは後回しになりまして、なかなかいけなところもあるんですが、ただ文書というのは今だけのことでありませんし、将来の市民の知的財産として残すべきものでもありますので、この辺についてはまた検討していきたいというふうに思います。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 今総務課長から答弁があったようにこの情報、それは要するに市民の財産なんですよ。それを今言われたとおりちゃんと保存し、できれば条例化してちゃんと市民の財産として保存してくださいよというのが目的でございますので、大竹市のほうも早いことそういうものに取り組んでいただければと思っております。これは要望でございます。

次に、小さいことを言って申しわけないんですけど、41ページの消耗品というのがどこを見ても全部消耗品があるんです、いろんなところに。ただこの一番上庁内一般事務のところの577万6,000円、ここが結構多い消耗品で、だけどこだけでなしに、各部署にほとんどと言っていいほど消耗品はあるんですけど、ここが突出していると言いますか、これは何か特別な理由があるんですか。例えば同じページの811番の供用物品その下の324万1,000円とか、消耗品というのがあちこちいっぱいあるんです。非常に大きいものですから、各部署にも全部あります。この辺が余りにも大きいんで、内訳がわかれば教えてください。

○山崎委員長 総務係長。

○丸茂総務課総務係長 総務係長の丸茂です。41ページ、消耗品577万6,000円の内訳でございますが、こちらは庁舎の一般事務ということで、内訳といたしましてコピー料金、印刷機のインク、それと印刷用紙、あとトイレットペーパーという事務的な消耗品を計上しております。総務課からは以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 わかりました。私もコピーが中心だろうと思ったんですが、トイレットペーパーも考えてみたらそうですね。ですからそういうものをまとめて総務課のほうでそれをするということだから、他の部署より多くなっているということですね。

それから48ページに空港整備負担金というのがあるんですが、私前の職場でも同じ負担金をずっと払わされていたんで、県と協議するときに私が県内の13の右代表で言ったんですけど、いつまでこの整備負担金を払わないといけないのかということで、近々やめますという回答は県からももらったことがあるんですけど、これは一体いつまで払い続けるのか、その辺の振興協議会みたなのがありますよね。空港何とか振興協議会か何か。そちらに出すのではないかと思うんですけど、その辺当然相手があるはずですから、その辺のお考えをいつまで出すか、出す目的、その辺よろしくお願いします。

○山崎委員長 三原主幹。

○三原企画財政課主幹兼企画係長 こちらの負担金は、空港法に基づくもので多分大井委員が言われたものとは違うものだと思います。もともと国が管理する空港ですので、国が事業をするわけです。そのうちの3分の1、これが県負担分ということになります。県負担分の中の5分1を各市町の人口割で出しているんですが、これは県議会の議決をいただいて出しているものです。ということで対象はこの空港の滑走路であるとかそういったところなんですけど、新設もしくは改良ということになってますので、空港がある限り改良というものは続きますので、これは続いていくものだと思います。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 私のものとは考え方が違って申しわけありません。空港がある限り維持しないといけないから、その相当分を本市が払うということでございますね。わかりました。ありがとうございます。

それから58ページ、選挙費、これ申しわけないんですけど、申しわけないといったらおかしいんですけど、今裁判中になってます去年の選挙が大竹の選挙会では2票差であったと、異議の申し立てがあって今度は選挙管理委員会として同数と認めたと、それに基づいて裁判が地裁は省いて高裁から山本さんが裁判されたと、ごめんなさい、先に県があるんですね。県の選管判断がおかしいからというので高裁で裁判が起こされたら、100日以内ということですから大体4月の中下旬ごろには判決が出るだろうと、それで不服があれば最高裁と、これが大体7月の終わりごろから、だからトータルで大体1年以内には全てが解決するということなんですけど、そこでテレビとか新聞等、マスコミ等を非常ににぎわかしたわけなんですけど、結構見たら選挙管理委員会というのが開かれてるんですよね。結構やっておられるんですよ、会議を。非常に少ない報酬で申しわけないなとか思いながら、

ただ問題は今回のような事例というのは非常に難しいとは思いますが、難しいとは思いますが、その選挙管理委員会で今の公職選挙法とか、そういう他市で裁判になったとかというようなことも含めて、今までそういう勉強会みたいなことは何回も開かれた中で開催されているのか、今回を教訓に今度は参議院議員がありますけど、今後そういうものを開いていこうとされるのか、今回のことを教訓にどうされようとしているのかお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○山崎委員長 選挙管理委員会事務局長補佐。

○田中選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長 確かに月1回以上選挙管理委員会開催しております。選挙の執行にかかわること、選挙の根本になります選挙人名簿の調整管理にかかわること、選挙管理委員会ごとに審議して議決しておるわけでございますけども、その際に根拠となっている公職選挙法の内容についてもその議案の中で、ここにこうこうこう書いてありますので、どうでしょうかということでお諮りして、委員の皆さんも理解した上で議決しているという状況です。今回の市議選の結果に対する異議申し出、それから県に対しての審査申し立てというふうに発展いたしましたけれども、判例につきましてこれまで委員さんおっしゃるような勉強というのはしたことはなくて、このたび異議申し出を受けまして再点検を行いました。再点検した後の委員会において、こういった場合どういう判断をするかということをお過去のさまざまな判例をひもといて、あるいは直近のこの春、昨年になりますけども統一地方選ございました。熊本県内でありまして神奈川県相模原市等でもこういった訴訟が起きております。そういった事例を参考にしながらこういった判例もあるということで勉強して、選挙管理委員会としての決定に至ったということでございます。都度都度その判例を日夜勉強しようとかは、なかなか難しとは思いますが、選挙の都度こういったことに留意が必要だということは、選挙の執行の中でさまざまなことを選挙のたびに決めてまいりますが、その中で触れることは今後は必要かなとは考えております。以上です。

○山崎委員長 他に質疑ございますか。

ないようでございますので、2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を受けます。質疑はございませんか。大井委員。

○大井委員 最初のしつこいようですが、法律違反にならにようにと思って、ちょっと読みますね、総務省公務員部長から来たところを。臨時・非常勤職員の任用等について、それから任用についてということで(1)臨時・非常勤の職の位置づけ①②があって、任用根拠ごとの留意点があって、ア、イ、ウがあります。ウの中に臨時的職員というのがあります。臨時的任用職員については、任用可能の場合や任期に係る要件が地方公務員法第22条に明確に定められているところであり、任用に当たってはこうした制度上の要件を再度確認し、特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことによって事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきであると、明確に22条に基づいて正規職員と同じようなことにはしないでくださいよということが書いてあるわけですね。先ほど法律はいいんだと、市が決めるんだと、だけど幾ら条例で決めようが法

律のほうがもっと上位ですから、私が今までに聞いた中でこれは一般質問もさせていたんですが、ずっと同じ人がなっているんだと聞いているんです。あれどうしたら採用できるんですかねと言ったら、なかなか公募もないんですいよね。前一般質問したときには、知り合いとかなんとかで、担当課と総務課長の合議制で職員を採用しているということだったんですよね。だからこういうことを避けるために、先ほど私が言いました任期つき職員の任用等についてと、こちらに移行していただければ3年から5年間は継続して雇用してもいいですよというのをあえて国のほうが、こういうやり方がありますというのをつくってくれたわけです。だからこちらに移行してくださいという考え方なんですよ、だからなぜ大竹市が先ほど私が言ったのを強引に押し進めるのか、それとも何でこちらに持っていけないかということをおは言っているんであって、ぜひ山本さんというんですか、顧問弁護士さん。御相談いただいて法律違反になるようなことにならないように、ぜひ調査をしていただきたいと思います。それから済みません。今のことについてはよろしいですね。弁護士さんと相談していただけたらと思います。

それから、やはり職員のことなんですけど、職員さんの条例定数がありますね。これが今五百数十名ですよ。これはずっとそのままなんです。例えば時代の変化あるいは人口の減少、議会はあそこに写真がずっとありますけど、30名ぐらいおったときがあつて今は16名になってますけど、職員さんも当然今のように減っておられますよね。条例は変える気はないんですか。その辺の考え方をお聞かせください。

○山崎委員長 総務課長。

○米中総務課長併任選挙管理委員会事務局長 任期つき職員さんの件につきましては、また検討していきたいと思っております。任期つき職員になると定数の中に入ってしまうので、今の臨時職員を全て任期つきにするとすごく大きな数になりますので、それであれば正規職員を雇うだろうと普通思いますが、ただそういうわけにもいかないと、そのところは十分検討していく必要があるかなというふうに思います。

あと、定数条例の関係でございます。おっしゃるとおりです。今の定員の数、職員定数というのが昭和50年半ばの人数だろうと思っております。今の職員定数が576人と実際の職員数の数300人割っておりますので、相当な乖離が生じているというのは議員の皆さんもそうだと思いますが、市民の皆様にとっても非常に理解しづらい部分であろうかなというふうに思います。本市の行政サービスの維持向上を図りつつ、職員数を削減している中で今後子育て支援とかあるいは災害発生時の対応とか、さらには再任用職員さんの活用等による職員数の増加についても検討していくこともあるかもしれませんし、ここの分について本市が提供すべき行政サービスを効果的、効率的に遂行するための職員数の限度について各部署ごとに定数管理した上で、早い時期に定数条例の改正を行っていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 私が議員になってないときに、市役所の職員の条例定数、これはどうして決めるんだろうかと思まして、何回か市役所に行って聞きました。今はどうなっているのかわかりませんが、その当時私が聞いたのは各担当の課長さんが、それぞれが今の職員が適

正だとか、もう1人ふやしてほしいとか、それを総務のほうですか、担当部署のほうが、それに基づいてしておるんであって、幾ら幾らに下さいとかというようなことは一切ないと、各担当課長に任しておるといふふうに私は聞いておったんですが、担当課長が今の状態で業務が運営できると、遂行できるという判断に任せていると、今も各部署の職員の数というのは、そういう考え方なんですか。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 各課長に必要なとか欲しい人員を言えといたら、大竹市の職員の人員ぐっとふえると思います。現実問題、財政の問題からして雇用できる職員の数というのは、今は約300を超えないということを目標に持って取り組んでおりますが、その中で各部署部署において効率的な仕事の仕方等を工夫していただいているところでございます。それで各課の状況を確認しまして、職員数が大きくふえない範囲の中で割り振りをしていくというところでございますので、その過程では事務の委託化とか、いろんな工夫をしながら進めているというのが現実でございますので、各課長が権限を持って全て決めているということはありません。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 なぜそれを言ったかといいますと、結構委託とかアウトソーシングとかというのをしていますよね。例えば正規の職員で給食職員さんもおられたわけですよね。それから清掃のほうもおられたんですよね、下水も。アウトソーシングして、あるいは外部委託にして定数をどんどん減らしてこられて、民間で言えば企業努力、経営努力されてきたという経緯があるんじゃないかなと、今も一部そういう委託、あるいは指定管理者とかそういうことで、今までは公民館には正規の職員が張りついてたけど、それも今はそうじゃない状況にしておられる、こういう形にされてきたという経緯があるんじゃないかなと思ったから、私はそういったお話をしたわけであって、だから、もちろん300という1つの目標があるんでしょうけど、それかといっても業務量というのがありますから、それも考えないといけないだろうと思ってます。私が言った根拠はそういうことです。

それからもう1点だけ済みません。これは統計調査のほうですけど、国勢調査のことでさっきも話がありましたけど、速報値が出ましたですよ。これ最終的な数値、詳しいものが我々にいただけるのはいつごろになるんでしょうか、それだけ聞いて終わりにします。

○山崎委員長 政岡総務部長。

○政岡総務部長 委託化につきまして効率化だけが目的ではもちろんございません。いろんな業務がありますけど、得意な者がやったほうが合理的であるということがありますので、全てを職員がやるよりも、この仕事については得意な力を持った業者をお願いしたほうが市民のサービスも向上するだろう、しかも安価であるとかというような視点で行っておりますので、御理解いただけたらと思います。

○山崎委員長 企画財政課長。

○吉岡企画財政課長 先月26日でしたかね、国のほうで速報値の発表がされております。そちらについては公表されていますので、いつでも出せるわけですが、これから、また国において細かい調整等、それから集計の分析等をやります。できたものから順次公表さ

れていくということになっておりまして、まだ正確にいつというのをお聞きしておりませんので、またおいおい順次公表されていくものだというふうに思っております。以上です。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

それでは、第2款総務費の質疑を以上で終了いたします。

お諮りいたします。本日はこの程度とし、15日に議事を継続したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

15日は13時から、第10款教育費の質疑から入ります。

長時間御苦労さまでした。本日はこれにて閉会いたします。

17時17分 閉会